

木曾山庄屋の村外本伐請負と杣日用の出持

——尾張藩享保林政改革を中心に——

大崎 晃

- 一 問題の所在——尽山化の危機と林政・山方——
- 二 木曾王瀧村庄屋の本伐仕切
- (一) 本伐請頭松原家の仕切
- (二) 享保以後の松原家
- 三 王瀧村杣日用の村外出持
- 四 王瀧村庄屋の村外本伐請負
- (一) 濃州裏木曾ニカ村の例
- (二) 甲州郡内奥山村の例
- (三) 信州諏訪三ツ沢村の例
- 五 結語——山方にみる幕末——

一 問題の所在——尽山化の危機と林政・山方——

山国である尾張藩木曾領の享保期までの年貢制度は、「木曾御年貢之義物成ニ而上納不仕、樽木土居ニ而御年貢相立候、由緒之義ハ木曾中田畑高

木曾山庄屋の村外本伐請負と杣日用の出持

と申義無御座、米粃大豆小豆蕎麥稗を以千六百八拾式石五斗五合村々方収納仕訳(中略)元米田畑僅ニ専山持を以相立申候ニ付、御年貢ハ山手ニ振替樽木土居ニ而致上納、此代米雜穀を請取助成ニ致相立来リ申候(中略)山里ニ而人数大勢相立罷在材木ニ而御年貢相勤候へハ、下用米差引之訳ニ而上納罷成候」と、田畑が乏しいため直接の年貢米上納を樽木土居等の御用材に替え、その伐出し手当てとして下給される下用米を年貢に充てよというものだった。下用米下給の方法は「御年貢之義古来方樽木土居ニ相立、物成之義ハ代官へ被納物成之内ニ而右樽木土居代米を毎年春夏兩度ツ、下用ニ相渡候、御役木拾五万式千挺、御買木拾壹万六千五百五拾八挺、土居四千三百五拾式駄之木高ニ物成高引合候様ニ公儀御勘定之法ハ相立、百姓共へ渡り方ハ御役樽木挺ニ付払升三合ツ、御買樽木上木五合中木四合下木式合ツ、之法を以、概三合七勺五才ツ、相渡、土居ハ壹駄九升ツ、相渡り勘定仕来り被仰御座候」と、一挺(土居は駄)あたり何合(土居は升)単位で下給された。樽木には年貢にあたる役樽と藩庁がその時々が必要に応じて買付ける買樽とがあり、品質の良い木は役樽より下用米の割当が多い買樽の上木と中木

にまわされた。この間の實際を、慶長七年(一六〇二)の御成箇郷帳にある御役木(榎木土居)納高に基ずいて、下用米高を推計したのが表1である。榎木一挺あたり下用米基準は前記註(一)に依拠し、買榎一挺も平均の「概三合七勺五才」を使用した。その結果下用米は一六〇石余と推計され、年貢納高一六八二石余の七割五分を占め、實際の納米は二割五分の四二二石余で済んだと推定される。

しかし長年にわたって年間に榎木二六万二〇〇挺と土居四三〇〇駄の伐採を続けた結果、木曾の森林は枯渇にむかい「榎樵榎明榎四品之生木切之義、宝永五子年停止被仰出、其當惣百姓端々之者迄急度申渡候」とまず榎等四木が、ついで鼠子を加えた五木の伐採が停止となり(停止木という)、さらに享保七年(一七二二)には「栗木之義前々私ニ切取候義停止申付、無拗入用之節ハ役所へ相談差函之上本切管ニ申被付置候」と栗に松桂楓を加えて伐採には許可が必要になった(留木という)。かかる状態の下では榎土居の上納は困難になり、享保九年(一七二四)には「近年ハ諸山共ニ尽御山ニ罷成候故、例年仕出候御年貢木掘木或買木等ニ而御年貢相勤候故、百姓共甚令難儀候由相聞候、依之谷中百姓御憐愍之ため向後御年貢榎并土居共ニ不殘御免被成候」と、ついに年貢木制度は廃止された。しかし伐採対象の資源が減少したにも拘わらず「只今迄御年貢木之下用米ニ相渡候御年貢米(中略)致上納候様ニ谷中百姓共へ可申付旨申渡候」と年貢米は据置かれるとあっては、「元來御年貢木高多候ハ下用差上申外無之由申村々も有之候、然共此村々庄屋組頭共ハ下用相止而ハ村方差支出木可申旨申候」と下用米廃止に山方の村々は困惑状態だったのに、享保九年の検地で木曾山の年貢米納高は五割も引上げられた(表1)。

享保以後の木曾山方は慶長以来の伐採が進んで享保の頃には木曾山の尽

山化(資源の枯渇化)が叫ばれ、年貢木制の廃止で領民は山持を失い下用米が止まり、経済生活の基礎は大きく揺がされた。一方領民の困窮や年貢制度の破綻は、尾張藩にとっても藩財政収入の途が他にあったとしても、藩政維持の根幹にかゝる問題であった。享保以後の林政・領民関係は新たな局面を迎え、問題の接近にも新たに山方再編と領民対応の視座が必要となり、享保以前とは異なる問題状況の認識が欠かせなくなったと思われる。この問題について筆者はこれまでに、概要が次のような若干の小論を著した。その第一は、藩庁は年貢木制廃止の代案として年貢一石について漆木一五〇本の植栽に差替えるとし、多くの補助策を付けた漆木の植栽を奨励した。植栽は各地に広がったが漆木を塗料用ではなく漆蠟採取にいたため、木蠟の先進地である西南日本諸藩を産地とする樞蠟に江戸・大坂市場において品質・価格競争の壁に阻まれ、殖産上は成功しなかった。第二は、年貢木下用米制廃止と穀租中心への移行で足りなくなった穀租・夫食用穀物の不足を補うために、享保以前には禁止されていた切畑が領民の願いで条件付の下で許可制となり、以後切畑播採は広がって領民営農上かなりの効果をあげた。第三は、尽山化が進む中で環境問題上、森林保護政策の具体策である留山設定の目的の一つに、当時の武家文化の象徴である鷹狩に不可欠の菓山の保全という視点もあつたのではという問題を提起し、その根拠を両山の保護管理体制と空間関係の視点から分析した。

そこで今回の課題は、木曾山の中でもっとも森林資源の豊かな地といわれてきた王瀧村でも享保以後は資源賦存量が減って、質量共に優れた袖日用等山方集団も就労機会が得難くなったため、機会を求めて他村他領への出持が進んだ。その場合遠隔出持地での経営効率、契約社会以前の段階における他村他領との涉外折衝、そして村の変化を含めて検討課題とした

表1 木曾山村々年貢納高

村名	慶長七年御成箇郷帳高 ^{a)}				享保九年 御年貢米 覚高 ^{c)}	享保以前の 下用米推定高
	納米	役樽	買樽 ^{b)}	土居	納米	
	石	挺	挺	駄	石	石
湯舟	30.000				59.328	
馬籠	40.000				52.965	
山口	91.728				185.409	
田立	81.048	4,000	4,000		124.751	27.000
妻籠	22.890	4,000			57.959	12.000
蘭留			4,000		48.760	15.000
三野	58.021				74.890	
柿其					22.448	
野尻	85.124	5,000		480	106.306	58.200
与川					38.134	
殿	107.324			960	119.694	86.400
須原	47.813				50.475	
長野	82.270			840	141.226	75.600
荻原	31.649	10,500	10,500		70.359	70.875
上松	124.160			960	157.508	86.400
三尾	39.499	10,500	10,500		53.446	70.875
黒沢	44.108	32,500	7,500		75.516	125.625
岩郷	28.683	19,000	11,000		65.827	98.250
福島	89.806				116.661	
王瀧	48.415			1,112	74.270	100.080
末川	46.207	} 35,000	} 25,000		47.430	} 198.750
西野					45.340	
黒川	30.257	3,500	3,500		60.526	23.625
上田	33.324	3,000	3,000		80.966	20.250
原野	50.305	3,500	3,500		83.989	23.625
宮越	49.106	3,500	3,500		98.823	23.625
菅	21.875	3,000	3,000		43.969	20.250
藪原	45.766	6,000	6,000		85.886	40.500
荻曾	34.227	4,000	3,000		63.053	23.250
奈川	6.900	5,000	12,000		71.230	60.000
奈良	150.000				55.701	
費川	150.000				50.366	
計	1,682,505	152,000	110,000	4,352	2,483.191	1,260,280

木曾山庄屋の村外本伐請負と柚日用の出持

出所史料 a)「慶長七年壬寅 木曾御成箇郷帳」(徳川林政史研究所蔵)

b)「木曾根元集 大目付役所」(同)

c)「享保九年甲辰自正月至十二月 留帳抜粹」(同)

い。また継続的問題意識として、所三男氏等⁽⁵⁾によつて体系化された木曾林政は、享保以後時代を背景にした数々の改革によつて徐々に変化を始めた⁽⁶⁾と推定されるにもかかわらず、不透明になっている享保以後の林政の軌跡をたどる実証作業に繋がることを企図している。

二 木曾王瀧村庄屋の本伐仕切

(一) 本伐請頭松原家の仕切

木曾王瀧山における材木伐出しは、王瀧村庄屋である松原家を請頭として営まれた。この間の事情を宝永七年(一七一〇)から正徳二年(一七二二)まで三年間の仕切書を整理した表2を通してみよう。年間を通して数回程度の伐出しを行い、毎年一万挺余の材木を搬出したが数量は減少の傾向にある。材木は木曾川を筏で下し、名古屋白鳥の材木問屋を通じて江戸や大坂市場に販売され、仕切は次のように処理された。

正徳三年辰三月 丑令印榎物仕切帳 板屋孫兵衛⁽⁶⁾

- 一六丁 榎六尺中 六匁七分かへ
代四拾匁式分
- 一五丁 同長瓦 七匁式分かへ
代三拾六匁
- 一拾九丁 同五尺五寸中 四匁七分かへ
代八拾九匁三分
- 一六丁 同長瓦 四匁七分かへ
代式拾八匁式分
- 一式拾式丁 榎五尺中 三匁式分かへ
代七拾匁四分

- 一拾壹丁 同長瓦 式匁七分かへ
代式拾九匁七分
- 一四百五拾丁 同三尺五寸中 式匁壹分五厘かへ
代九百六拾七匁五分
- 一五拾丁 同長瓦 壹匁六分かへ
代八拾匁
- 一六百六拾丁 同式尺六寸中 壹匁六分かへ
代壹貫五拾六匁
- 一百九拾丁 同長瓦 壹匁壹分五厘かへ
代式百拾八匁五分
- 木数合千四百拾九丁 伝法長右衛門船
- 代合銀式貫六百拾五匁八分

内 拂

- 一銀式百七拾匁八分 兩替六拾七匁七分
運賃金四兩
- 一同拾九匁式分六厘 榎賃
- 一同拾三匁七厘 売口錢
- 銀三百三匁壹分三厘
- 残り銀式貫三百拾式匁六分七厘
- 兩替八拾五匁式分
- 此金式拾七兩銀拾式匁式分七厘
- 右之金銀相渡し出入不残相済申所如件
- 正徳三年辰三月五日 板屋孫兵衛⁽⁶⁾
- 松原彦八殿

(後略)

材木の規格ごとに算出された売上代から市場口錢、川下げ筏乗賃銀、間尺改めの為の材木積(棚植)作業の植賃等諸経費を引いた残金が、問屋から

請頭松原家へ送金された。

表2の八萩屋勘右衛門・十八屋久兵衛・板屋孫兵衛はいずれも大坂の材木問屋で、宝永七年に大坂はすでに木曾の重要な市場であった。しかし仕切書によると、正徳三年に新たな局面の展開があった。伐出材木量が二万挺余に増加し、問屋も名古屋の熱田白鳥市場の川方屋善右衛門が新たに加わった。やや長くなるが推論の必要上その一部を掲げる。

正徳四年 令印丑本切榎小物仕切状

木高式万七百六拾壹挺榎小物受取

右之拂

- 一八丁 榎六尺中樽
- 一七丁 同六尺瓦木
- 一式拾式丁 同五五中樽
- 一拾丁 同五五瓦木
- 一百拾九丁 同五尺中樽
- 一三拾丁 同
- 一六拾八丁 同四式中樽
- 一百三拾壹丁 同四式瓦木
- 一式千八百五丁 同三五中樽
- 一八拾三拾六丁 同三五瓦木
- 一三千七百拾七丁 同三式中樽
- 一千六百拾丁 同三式瓦木
- 一三千六百九拾四丁 同式六中樽
- 一千五百五拾丁 同式六瓦木
- 一式千式百四拾三丁 同式尺中樽

一五百八拾四丁

同式尺瓦木

〆壹万七千九百九拾五丁

右ハ大坂積船積帳前紙認送候

一式拾壹丁

榎六尺中樽瓦

一百六拾四丁

同五五中樽瓦

〆百八拾五丁

兩八丁八分かへ

代金式拾壹兩銀壹匁四分

一式百式拾八丁

兩拾五丁式分かへ

代金拾五兩也

一百式拾式丁

兩拾八丁かへ

代金六兩三分銀壹匁七分

一六拾三拾四丁

兩式拾三丁かへ

代金式拾七兩式分銀三匁九分

一三拾壹丁

兩式拾八丁六分かへ

代金拾兩式分銀壹匁五分

一六拾九拾六丁

兩三拾三丁かへ

代金式拾壹兩銀五匁五分

一三拾六拾八丁

兩四拾四丁かへ

代金八兩壹分銀六匁八分

同三五瓦木

表2 王瀧山松原家本伐請拂仕切

年月日	扱材木間屋	伐出木材数			今回売木 請取銀	経費銀と内訳				差引支拂銀	
		今回売木	残木			口銭	運賃	槿賃他		金二換へ	
宝永 7.7.4	大坂 八萩屋勘右衛門	4,840	2,230	2,610	3,597.00	850.48	7.98	776.45	67.05	2,746.52	46.3残り銀
7.9.12	八萩屋勘右衛門	2,610	1,930	680	2,576.00	12.88	12.88			2,563.12	42.3残り銀
7.9.12	大坂 十八屋久兵衛	5,640	5,640		8,996.50	1,098.95	44.98	938.60	115.37	7,897.55	134.3残り銀
7.9.12	大坂 板屋孫兵衛	4,530	3,070	1,460	4,429.50	916.16	22.14	740.23	153.79	3,513.34	60.0残り銀
7.12.12	八萩屋勘右衛門	680	680		1,088.00	5.44	5.44			1,082.56	17.2残り銀
7.12.12	板屋孫兵衛	1,460	1,460		1,951.65	9.75	9.75			1,941.90	31.1残り銀
小計		19,760			22,638.65	2,893.66				19,744.99	340.1残り銀
正徳 1.5.7	八萩屋勘右衛門	2,910	610	2,300	1,438.00	708.24	7.19	646.00	55.50	729.76	12.0残り銀
1.7.18	八萩屋勘右衛門	3,320	2,300	1,020	4,928.50	320.78	24.64	275.20	20.94	4,607.72	72.2残り銀
1.7.18	板屋孫兵衛	4,960	2,840	2,120	4,642.50	893.57	23.21	809.50	62.86	3,746.93	59.0残り銀
1.9.12	八萩屋勘右衛門	1,020	609	411	1,166.00	5.83	5.83			1,160.17	7.1残り銀
1.12.12	八萩屋勘右衛門	411	411		1,366.10	6.83	6.83			1,359.27	19.3残り銀
2.1.5	板屋孫兵衛	2,120	2,120		3,113.50	15.56	15.56			3,097.94	43.2残り銀
2.1.5	十八屋久兵衛	3,380	3,380		6,104.95	773.32	30.52	685.65	57.15	5,331.62	75.0残り銀
2.3.5	十八屋久兵衛	380	380		950.00	4.75	4.75			945.25	11.0残り銀
2.3.5	板屋孫兵衛	1,419	1,419		2,615.80	303.13	13.07	270.80	19.26	2,312.67	27.0残り銀
2.3.5	八萩屋勘右衛門	1,436	1,436		3,098.60	359.40	15.49	318.55	25.36	2,739.20	32.0残り銀
小計		21,356			29,423.95	3,391.41				26,030.53	420.1残り銀
2.7.18	十八屋久兵衛	2,370	2,370		4,851.00	597.87	24.25	540.32	33.30	4,253.13	55.1残り銀
2.7.18	八萩屋勘右衛門	130	130		467.00	2.33	2.33			464.67	6.0残り銀

出所史料

〔宝永七年 材木本伐丑令印本積請拂仕切帳 松原記録〕(徳川林政史研究所蔵)

〔宝永八年・正徳元年 材木本伐寅令印本積請拂仕切帳 松原記録〕(同)

〔正徳元・式年 材木本伐寅令印積物仕切帳 松原記録〕(同)

〔正徳式・四年 材木本伐丑令印積物仕切帳 松原記録〕(同)

木曾山庄屋の村外本伐請負と袖日用の出持

一 式拾三丁 同六尺中樽瓦

一 三拾七丁 同五五中樽瓦

一 拾八丁 同五尺中樽瓦

一 式拾壹丁 同四尺中樽瓦

一 四拾六丁 同三尺中樽瓦

一 拾四丁 同三式中樽瓦

一 四拾七丁 同式六中樽瓦

一 式拾六丁 同式尺中樽瓦

ノ式百三拾式丁

兩四拾六丁かへ
代金五兩銀式匁五分

拂代金合百拾五兩壹分銀八匁四分

寅三月十六日

一 小判式拾兩

諸事入用金請取

ノ金百三拾五兩壹分銀八匁四分

内

一 銀式匁五分

伊勢御動座

寅三月十六日

一 小判百四兩

渡ス

卯三月二日

一 小判四兩

渡ス

一金拾兩壹分銀拾三匁三分

白鳥渡日用諸事入用

一金式兩銀壹匁八分

小取かへ候分

一金式兩壹分銀三匁五分

売手

木曾山庄屋の村外本伐請負と柚日用の出持

ノ金百式拾壹兩壹分銀六匁壹分

引残金拾四兩銀式匁三分

右之通仕切状残り金銀共相渡し無出入勘定相済申所如件

正徳四年午三月

川方屋善右衛門 ㊦

松原彦八殿

伐出材木量二万〇七六一挺のうち、一万七九九五挺は「大坂積船」だが代金は書いてない。一方残りの二七六五挺とその代金一一五兩一分については、各規格ごとに記されている「両に八丁八分かへ(換)」のように単価と数量の積の総和で推計ができる。すると「大坂積船」の代金も、右之拂一に続く各規格ごとの数量と前述単価の積の総和として五一〇兩一分と推計されるので、材木総代金は六二五兩二分となる。一方差引かれる経費の「小判百四兩渡ス」「小判四兩渡ス」は、この仕切書の内容である正徳三年以前の宝永七寅年と正徳元卯年にあたるので、松原家側の借越返済であろう。

次に同時代における王瀧村の柚日用雇傭関係がわかる史料を残念ながら示せぬ代りに、裏木曾の日用と持子の記録を掲げよう。次は裏木曾付知村日用頭新六の元禄六年(一六九三)の仕切書である。

付知村日用頭新六さん用(算)

一 四百式拾五人 九分 賃三百八拾式匁五分

一 三百九拾二人半 八分 賃三百拾四匁

一 三百九人半 七分 賃式百拾六匁六分五厘

一 百九拾四人 六分 賃百拾六匁四分

人数ノ 千三百式拾壹人

賃銀 壹貫貳拾九匁五分五厘

夜番賃銀 九拾六匁也 但百貳拾八人

扶持 拾三石貳斗壹升

(中略)

扶持米合 拾六石八升六合五勺

取銀合 壹貫百五拾四匁六分八厘

(中略)

渡銀 七百六拾五匁五分五厘

引残銀 三百八拾九匁叁分三厘

西七月十日

日用頭 新六

日用の賃銀(日当)は一日当たり銀壹匁から五分まで日用組によって六段階に分かれていた。さらに扶持と呼ばれる一日当たり一律に米壹升の支給があったが、実際には米一升相当分の銀五分が支拂われた。平均賃銀は七分八厘に五分を加えた銀壹匁貳分八厘で、他に夜警手当等が若干付いた。例えばこれに夜番一回に付七分五厘が加算の場合銀貳匁三厘になった。これを付知村一二〇年後の杣木挽(四章一節)と比較すると数値はともかく、幕末の両九貫等のような貨幣価値の変動を考慮しても、低かったと思われる。これに他の日用頭の例も加えた表3を示しておく。一方、持子の場合を同年加子母村源右衛門の仕切書からみよう。

持子 与四郎算用
長九郎算用

一百五拾壹丁 (丁)貳分三厘 賃三拾四匁七分三厘

一貳百九拾九丁 (丁)貳分六厘 賃七拾七匁七分四厘

木 〆四百五拾丁 賃 〆百拾貳匁四分七厘

表3 裏木曾山伐出日用稼働賃銀勘定(元禄6年)

日用頭名	村名	稼働延人数と賃銀(上段人数:人/日, 下段賃銀計:匁)								扶持米	その他共 請取銀計	渡済銀	残支 拂銀
		五分	六分	七分	八分	九分	壹匁	夜番					
源右衛門	加子母	1,153.3人 900.50	227.0人 136.20	259.5人 181.65	175.5人 141.20	490.5人 441.45		48.0人 36.00	134.525	993.42	674.25	319.17	
与市郎	加子母	1,356.0人 1,073.15	557.5人 501.75	178.5人 107.10	317.0人 221.50	303.0人 242.40		102.0人 76.50	160.425	1,203.62	708.25	495.37	
新六	付知	1,321.0人 1,029.55		194.0人 116.40	309.5人 216.65	392.5人 314.00	425.0人 382.50	128.0人 96.00	160.865	1,154.68	765.55	389.13	
左市	付知	1,739.0人 1,388.70	118.5人 106.65	215.0人 129.00	297.5人 208.95	522.0人 417.60	585.0人 526.50	213.0人 160.52	219.440	1,587.08	880.70	705.98	
新吉	付知	168.5人 140.25		13.5人 8.10	37.5人 26.25	38.5人 30.80	79.0人 71.10	40.5人 26.52	25.320	199.13	17.25	181.88	
平三郎	付知	65.0人 60.30			9.0人 6.30	4.0人 3.20	12.0人 10.80	40.0人 40.00	6.500	104.38		104.38	

出所史料 「元禄六年 三カ村小谷小川持子日用勘定帳 小川藤七」(徳川林政史研究所蔵)

「元禄六年 白谷 〆津原迄抱日用算用帳 小川藤七」(同)

表4 裏木曾山持子宿算用勘定(元禄6年)

持子名	村名	伐出木数および賃銀			内渡銀(上段:斗, 下段銀換算:匁)				差引残支拂銀	
		〔上段本数〕 〔下段賃銀:匁〕	伐出賃銀	褒美銀	米	味噌	塩	現銀		
弥次兵衛	加子母	7,906本 1,446.62	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁	匁
平七	加子母	6,548本 1,173.53	1,432.82	13.80	1,202.94	164.00斗 1,007.69	2.40斗 28.80	2.30斗 9.20	157.28	243.68
善六	加子母	3,522本 669.75	1,463.53	10.00	987.10	121.65斗 750.70	1.80斗 21.60	0.95斗 3.80	211.00	186.43
源右衛門	加子母	923本 461.50	659.75	10.00	385.07	996.50斗 361.22	0.30斗 3.60	0.75斗 3.00	17.25	284.62
善七	付知	2,240本 426.55	461.50		209.46	19.45斗 119.81	0.20斗 2.40	0.20斗 1.00	86.25	252.04
吉善郎	兵衛門付知	1,219本 340.94	316.94	24.00	297.50	40.10斗 234.85	0.70斗 8.40	0.50斗 2.50		129.05
九郎右衛門	付知	1,130本 192.10							69.00	123.10
与七郎	付知	450本 124.47	112.47	12.00	25.47	3.80斗 22.27	0.25斗 3.00	0.05斗 0.20		99.00
次郎四郎	付知	802本 136.34							68.00	68.34

木曾山庄屋の村外本伐請負と袖日用の出持

出所史料 「元禄六年 三か村小谷小川持子日用勘定帳」(徳川林政史研究所蔵)

(褒美) ほうひ 銀拾式匁

合 百貳拾四匁四分七厘

内渡し方

米三斗八升 銀貳拾貳式分七厘

味噌貳升五合 代銀三匁

(塩) 志ほ五合 代銀貳分

〆式拾五匁四分七厘

引残九拾九匁 定上

(中略)

(元禄六年) 酉八月廿七日 与四郎 長久郎

材木伐出に直接従事する袖日用の報酬がその伐出し労働量に基づいたのに対し、袖日用の生活を支援する持子の業務は施業在地庄屋や請頭から依頼された味噌塩等生活必需品の調達なので、その経費は依頼主からの内渡金が充てられた。持子への報酬は仕切書上では褒美銀しか該当項目がなく、他には「人数〆百貳拾七人 与市組宿賃七百九拾文 不残受取相済申候 七月十四日 源右衛門^⑩」と、一人一日六文式厘の公定宿泊賃の収入があった。これに他の持子を加えた表4を掲げておく。

(二) 享保以後の松原家

本章の後半は、享保以後の王瀧山の伐出しと、請頭である松原家の関係について考える。まず次は濁川入の伐採依頼の契約書である。

覚^⑪

一尺五廻式万五千挺樵大樽

長六尺五寸 中老尺厚五寸 老挺代銀七分式厘

一六尺廻三百坪樵板樽

長六尺五寸 高三尺横六尺 老坪代銀式拾老匁六分

一三六廻五百坪樵板樽

長三尺六寸 高三尺横六尺 老坪代銀拾四匁八分

一木数四拾八挺樵木

長五尺五寸 巾七寸厚三寸 老挺代銀六分

代銀ノ三拾老匁九百八匁八分

此文金五百三拾老匁三分銀三匁八分
銀兩替六拾匁

(天明六年)

右ハ来年度分御材木当村濁川入明御山測々樽ニ而、大橋梓木ハ風折根返立枯熊剝祢木御木口印入御渡木、本伐板樽木ハ古来木相出様木等ニ而右直段ニ而被仰付候被下置候而、御指図此方大川拂込可仕候仕出候様木口印御入可被成旨承知仕候

(中略)

一大川拂込之節再約御改請若不足仕候ハ夫々携直段ニ而不足木厘代差上可申候、兼而出水之節御役人様御指図之通り随分手当可仕候、其内満

水ニ而不及人力ニ大川へ押出候節ハ御役人様御埒御続之儀ニ御座候間、不足木厘代御引上之儀御免可被下候小物之儀岩間へ順遣も御座候間、

老万挺ニ付百十迄不足候分順水之節も厘代御引上之儀御免可被下候

一御前金三ヶ老御渡可被下候、右之外御山法急度相守被仰渡之趣違背不

仕御大切ニ相勤可申候、万一損金相立候共村中罷出御請金之趣無相違相勤可申候以上

天明五年巳十二月

王瀧村庄屋 庄 八

木曾御材木方

組頭 利兵衛

御役所

勘右衛門

金兵衛 彦次郎

森林資源が減少して享保以後の伐木事業が苦しくなったことは、伐木回数ばかりでなく「風折根返立枯熊剝祢木」をも動員するようになったことから伺える。委託者(こは御用木なので伐木役所)は初めは請負人に対し、予算を下廻った場合の厘代(杣代)の保証や、一部前渡下渡金等で経営を支援した。

しかし享保以後の請頭の経営を徐々に追いついて行くのは、時代と藩財政を背景にした外ならぬ伐出し委託者である伐木役所の打続く下渡金の滞りであった。その状況を請頭松原家は、「私儀先年^(天明五年)御山方の御蔭を以相続仕山持專ニ仕来り、延享式五年迄ハ嵌桶荒板等他国へ仕出売買仕候処、是等も相止拾四五年以前^(元文元年)御山方被仰付不被下置難義仕候、就中享保廿卯年御伐木仕出代金千六百六拾六兩三分銀八匁式分之内、卯辰兩年ニ御金二百式拾三兩御渡被下、其後申年^(元文五年)迄拾ヶ年ニ御金式百六拾五兩老匁分銀四匁御渡被下、宝曆三酉年御金九兩頂戴仕候、残り金千六拾九兩式分銀四匁式分御座候、其節御山方は自分借賄を以御伐木拂込仕段之御願申上少しつ、被下置候処、其後不被下置右之通り御残金御座候ニ付借金方相濟不申年々御山方之御蔭ニ而仕送り仕来候得共、近年御山方被仰付不被下置候ニ

付借金方仕送りも難成、其上明和五年当村立間ヶ沢山御材木御請合仕候処、

米高直ニ而過分損金相立難儀仕翌年御願申上、百川山ニ而御材木仕出方被

仰付下置御蔭を以損符も減候得共不足金六拾兩賄御座候、并去戊午当村千

沢山ニ而御材木仕出方被仰付候処、厘代到而下置ニ御座候得共村方之者共

口過ニ相成ニ付御請合仕候折、時節達成宵中ニ向出し方夜付費用之人夫入

増損金五拾兩余御座候(後略)」とか、あるいは「当村庄屋松原庄八曾祖父

彦右衛門義、去享保式拾卯年当村鹹川御山ヶ御材木御仕出之節、右御材木

袖取并川合渡拂込迄諸入用金千六百六拾六兩三分銀八匁分ニ而御請負被

仰付、御前金式百兩拝借仕取懸り夫々御差凶通首尾能拂込仕候処、御請負

金御下渡無御座所々々借り入等取計袖日用へ勘定相渡其後段々御願奉申上

候処、同年十一月宝曆三酉年六月迄都合十四ヶ度ニ御金五百九拾七兩壹

分銀四匁御下渡相成殘金御下渡無御座(中略)段々奉歎願候処、去ル文政十

三寅年右殘金千六拾九兩二分銀四匁分之内、四ヶ三分拾り之御調四ヶ壹

分式百六拾七兩余元ニ御立、年々金拾兩宛被下置候旨被仰付下置候得共、

右千六拾九兩式分余之処四ヶ三分拾り之御調相成候而ハ難渋至極之儀ニ御

座候付歎願可仕候(後略)」と王瀧村の窮状を述べている。

以上をまとめると、享保以後一〇〇年間の材木伐出し依頼は享保二〇年

(二七三五)の鹹川山から始まるが、この間の代金一六六兩の支払は一四

回に分けて五九四兩が支払われたところで途絶し、殘金一〇六九兩はその

後一〇〇年間滞ったままであった。ようやく文政一三年(一八三〇)から毎

年一〇兩宛分割で支払われることになったが、これでは完済までに一〇〇

年を超える。請頭松原家は伐木役所に伐木仕出山の受注を願出たところ、

立間ヶ沢・百川・千沢諸山の伐出し依頼を受けるがそこから利益を出すの

は容易ではなく、かえって百川山は六〇兩、千沢山は五〇兩の損失を出し

た。このような状態の中で請頭が伐木仕出し経営を持続していくには、毎

年一山宛の伐出御用を承わるの他なくと歎願書に及んだのであった。

「(前略)借金方々質租強田畑をも質ニ入(中略)是非も無御座同年御山方御願

申上、御慈悲ニ而御材木仕出方被仰付被下置候様奉願上、尤当年ハ御達可

被下旨本々衆被仰聞被下難有奉存候得共、一兩年被仰付被下置候而も借金

方取償断届不申候而ハ相続相成不申候ニ付、恐多御座候得共御憐愍之上、

壹ヶ年ニ御金高五百兩程充五ヶ年之間御山方被仰付被下置候様奉願上候、

右之趣相叶候様御達被為遊被下置候ハ、難有奉存候(後略)」との願ではあったが

聞届けられる迄にはいたらず、追つてまた「恐至極之御願ニハ御座候得共、

親彦ハ御願奉申上候通享保廿卯年御材木御仕出代金千六百六拾六兩三分銀

八匁分之内、卯年宝曆三酉年迄ニ御金五百九拾七兩壹分銀四匁御渡し

被下頂戴仕候、残り金千六拾九兩式分銀四匁分御座候、右之振替ニ壹ヶ

年ニ五百兩程之御山壹ヶ所宛五ヶ年之間夕被仰付被下置候様、先達而度々

御願奉申上候処、崩沢御山壹ヶ所被仰付被下置候得共前書奉申上候通り之

仕儀ニ御座候得ハ、借金方助ニハ一向相成不申候間何卒此上ハ御慈悲御救

ひ被為思召、又々御山被仰出被下置候様奉願上候、右願之通被仰付被下置

候ハ、夫々借金方歩立ニ仕先祖々蒙御免許譲り来候田畑不手離、御蔭を

以親妻子を育如何様とも取続仕度奉存候間、幾重も御慈悲ニ奉願上候(後略)」と、

毎年伐出し下渡金五〇〇兩程の伐出し山一件の請負を願ひ出た。たとえ下

渡金遅滞の不安はあつても、山方持が杜絶してしまふことはそれ以上に影

響を蒙り伐出しを止めることは不可能なものであった。この一年一山の願

いがその後どの程度の実現をみたかについては不詳だが、資源の残存量と

藩財政からみてかなり厳しかっただろうと推察される。しかし山方持志向

ことになった。

例えば「私儀先年〇数代之御山方之御蔭を以渡世仕来難有仕合ニ奉存候、然処近年御山方御請負も不仕渡世可仕方便無御座、内輪委細難洩至極仕候間恐多御願品々ハ御座候得共、格別之御憐愍之御慈悲を以荻曾山味噌川入并笹川入両山ニ而桧類七分枯其外悪木等を以、白木御仕出し方五ヶ年之間年々取仕出方御聞濟被為仰付被下置候様ニ奉願上候、右御用聞濟ニ相成候而奈川村職人并人夫等近第一雇入仕度奉存候、左候得ハ御蔭を以奈川村之者共渡世出来仕如何計難有可奉存候、奈川村之儀ハ御田地と申ハ一向無之山畑計ニ而難洩之村方ニ而御座候間、御百姓共為渡世先年〇諸白木他所出し御免被下置冥加至極難有奉存候、近年明御山も尽山ニ罷成御仕出方も御免無御座渡世相成不申候処、打続き不作去ル巳年凶作ニ而至極難洩之様子ニ相見ヘ申候間、格別之御憐愍と御慈悲を以右奉願上候通御免被為仰付被下置候ハ、私初奈川村一村之助ニ相成難有仕合ニ奉存候(後略)」と、木曾山北部荻曾村奈川村の味噌川入、笹川入山の「桧類七分枯其外悪木」の伐出願を出し、その実現はその後王瀧村民の荻曾山はじめ各地出拝袖日用の存在になった。

しかし材木伐出し経営を苦しめたのは、資源の減少と山仕出下渡金未払の他にも、物価高による経費の膨脹があった。王瀧村庄屋彦右衛門が崩沢御山内の本伐を委託された折にも「私儀去ル午年(天明六年)当村崩沢御山内ニ而桧類丸太同矢来并雜角御材木御本伐被仰付被下置候ニ付、同年七月本御査印請御材木作り立置明未年出方可仕管ニ兼而被為仰付候所、其以後ニ而罷有候処不分存凶年来諸色高直ニ罷成候ニ付御山方へ一統御見合被為遊候(中略)乍就去ル午年御請負之筋ハ白米兩ニ九斗三升〇壹石迄之相場ニ御座候処、去午年と各別振合も違ひ白米兩ニ概六斗四升右ニ准シ諸色高直且又(中略)

日用入増出精仕候得共千水故日数費用と人夫相懸り申候、就ハ米高直川狩費兩方ニ而ハ心当〇ハ凡金高百兩程も不足相立申候得共、元来御憐愍御救ニ被為仰付被下置候御山ニ御座候得ハ御蔭も少而ハ御座候得共、之年越相懸り勿論其間凶年ニ而田畑不作渡世送り方無御座、既親妻子共可及渴命危ニ罷成候得共御山方御蔭ニ而午未兩年相凌申候、右御山方御請負も不仕候得ハ午未兩年ハ夫食御手当をも御願可申上候、無其儀取続候段ハ重々難有仕合ニ奉存候(後略)」と天明六年(一七八六)に引請けながら、同年直後から始まった凶作のために着業は見合せられた。それは米不足のため一兩につき九斗三升から一石だった白米価格が六斗四升到、すなわち一倍半に値上りしたり、またこの時期雨が降らず川の水位が下がり、川下げ筏乗りの増員による人足費の膨脹も利益を損なうことになったのが原因であった。

三 王瀧村袖日用の村外出拝

ここに寛延元年(一七四八)に濃州裏木曾加子母村の熊洞巢山で発生した背伐事件に関し、王瀧村々民に対する吟味人別書上帳がある。事件発生当日の居場所を申告させることで、加子母村巢山への不在証明を指すものだが、それは同時に寛延元年の王瀧村山持関係者の人別稼場所を示している。定量的にも貴重な記録なので、多量になるが表記を類型化簡略化し要点を表5に整理した。表には二二九世帯六三九の人数が載るが、対象は袖日用持子等山持が可能な男性に限り女性と年少者は省かれる。具体的内容は、例えば三沢の右京の条は「家内四人、右京左内儀ハ作方計仕白木等割不申候(中略)勇助儀ハ当春川上御注文山へ罷越七月罷帰直荻曾御注文板山へ参居申候、小七儀ハ当春遠山へ罷越七月帰り夫ハ荻曾山御注文山へ罷越

居申候¹⁹とあり、右京と左内の「作方計」は耕作すなわち農業專業の意で、年令的に山持を終えた高齢者が従事する。勇助と小七は、それぞれ春から裏木曾川上山と伊那遠山の持に出、土用に帰省後再び木曾谷の荻曾山と荻原山の持に赴く、典型的な労働世帯の形である。ただし「忠兵衛儀當春と飛驒山へ罷越居申候」と、通年滞在する場合もあった。木曾山は百姓林が少なく、その上享保以後百姓林であっても停止木や留木制度が設けられた。そこで木曾山以外で現地から委託された伐木仕出し(注文山)に従事のための出持が多くなった。この他の山方関係持として「清助私儀年々持子仕候」と、伐木仕出地の作業宿世話人である持子がいた。一方山持以外の仕事に「与助福嶋ニ奉公仕罷申候」とか、「助七義萩原村ニ而鍛冶仕罷申候」「久右衛門儀年内中津川へかよい大豆小豆麻茶持来而背売仕申候」と、他家奉公・職人・行商をする者もいた。伐木仕出しの委託を請けると請頭以下袖日用が集団で入り込み、仕事が終れば他の委託を請けた地へ移動するのを基本とするが、表5によれば、親方・親類・個人等で出持先をきめる人数も多数に登るとも推察されるが、本稿次章では組織的な委託請負の場合に絞ってとりあげる。また史料中には乞食の文字があるが、それは今日のそれと同じ謂ではなく人別登録が嚴重だった当時において、離村後に所在および生活のたつき不詳の者全般を指す便宜的分類と推察される。次に史料巻末に付けられた合計を参考までに掲げておく。

右之内²⁰

- 百貳拾人 武州秩父山へ持ニ參申候
- 三拾四人 信州伊奈遠山大鳴大川原山へ持ニ參申候
- 貳人 松本へ持ニ參申候
- 貳人 甲州山へ持ニ參申候

木曾山庄屋の村外本伐請負と袖日用の出持

拾八人 飛州山へ持ニ參申候

五人 飛州へ奉公ニ參申候

壹人 上州下神田へ奉公ニ參申候

貳人 伊奈へ奉公ニ參申候

四人 三ヶ村加子母へ奉公ニ參申候

壹人 東美濃(阿木)あき村へ持ニ參申候

四人 落合釜ヶ沢(濃州)へ持ニ參申候

拾六人 付知御注文板山へ參申候

五拾人 萩曾御注文御山へ參申候

八人 贄川村へ家木作ニ參申候

四拾貳人 木曾ノ内村々ニ奉公仕居申候

壹人 鍛冶致萩原村ニ罷有候

七人 中津川と木曾之内ニ而商仕申候

四人 西国參弘法參ニ出申候

寛延元年辰閏十月

なお史料では裏木曾川上村御注文山持が三一人、濃州阿寺村が四人とあるが、何故か右の合計には入っていない。

四 王瀧村庄屋の村外本伐請負

(一) 濃州裏木曾ニカ村の例

王瀧村の袖日用等が組織的に他村の山方で働くためには、現地から材木仕出しを委託されることが必要だった。その際委託の請頭は庄屋があたり、

戸主	家内人数	人別所在地
忠兵衛	1	忠兵衛(春 ⁵ 飛州山へ)
次郎平	1	次郎平(春 ⁵ 飛州山へ夫 ⁵ 秩父山へ)
太郎作	3	太郎作・太郎助(在所作方)、由右衛門(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 秩父山へ)
彦市	2	彦市(中津川 ⁵ 茶豆仕入背壳)、小太郎(乞食致罷有)
徳左衛門	1	徳左衛門(在所作方)
徳十	2	徳十(春 ⁵ 濃州釜ヶ沢山へ)、仁三郎(春 ⁵ 秩父山へ)
吉三郎	3	吉三郎(春 ⁵ 飛州山へ)、吉平・吉右衛門(春 ⁵ 伊奈山へ)
十兵衛	2	十兵衛(春 ⁵ 伊那遠山へ)、彦作(在所作方)
長作	1	長作(春 ⁵ 秩父山へ)
又吉	2	又吉他1(在所作方)
小七	1	小七(在所作方)
助右衛門	2	助右衛門(春 ⁵ 伊那大鳴山へ)、忠右衛門(春 ⁵ 秩父山へ)
喜平	3	喜平他1(春 ⁵ 秩父山へ)、仙太(在所作方)
作平	3	作平(在所作方)、作左衛門・彦兵衛(春 ⁵ 秩父山へ)
小作	6	小作・万蔵(在所作方)、小右衛門(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 飛州山へ)、吉兵衛(春 ⁵ 伊奈山へ)、権六(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 秩父山へ)、又次郎(春 ⁵ 秩父山へ)
孫作	2	孫作(春 ⁵ 濃州阿木村へ)、吉次郎(三留野村へ奉公)
長次郎	4	長次郎(在所作方)、乙助(春 ⁵ 秩父山へ)、長八(春 ⁵ 在所持子仕夫 ⁵ 秩父山へ)、孫助(長福寺へ奉公)
長助	3	長助(春 ⁵ 飛州山へ夫 ⁵ 瀬戸川山へ)、孫市・藤右衛門(春 ⁵ 秩父山へ)
助市	5	助市(春 ⁵ 伊那遠山へ)、作助・作右衛門(春 ⁵ 飛州山へ夫 ⁵ 秩父山へ)、彦七・六(春 ⁵ 秩父山へ)
三学坊	2	三学坊(在所作方)、孝蔵(中津川 ⁵ 茶豆仕入背壳)
小兵衛	4	小兵衛(在所作方)、六(田立村へ奉公)、孫十(春 ⁵ 飛州山へ)、孫七(乞食致罷有)
佐吉	3	佐吉(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 西国巡礼へ)、作三(春 ⁵ 飛州山へ)、三郎(伊那持仕)
助七	1	助七(荻原村へ鍛冶仕)
彦助	2	彦助(在所作方)、彦七(春 ⁵ 飛州山へ夫 ⁵ 秩父山へ)
七兵衛	5	七兵衛(年罷寄不持)、六三(春 ⁵ 瀬戸川山へ)、定四郎・助次郎(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 瀬戸川山へ)、七右衛門(春 ⁵ 秩父山へ)
金蔵	4	金蔵(春 ⁵ 秩父山へ)、長兵衛(乞食致罷有)、喜八(中津川 ⁵ 茶豆仕入背壳)、彦三(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)
彦七	6	彦七(年罷寄不持)、与吉・長吉・乙吉(在所作方)、長蔵・作之坊(春 ⁵ 秩父山へ)
又蔵	3	又蔵(上州下新田へ奉公)、助蔵(松本へ持仕)、仙太(上松へ奉公)
次兵衛	5	次兵衛・吉左衛門・彦十(春 ⁵ 阿寺山へ)、吉次郎・成兵衛(在所作方)
勘右衛門	2	勘右衛門他1(在所作方)
久左衛門	1	久左衛門(加子母村へ奉公)
助左衛門	2	助左衛門(春 ⁵ 飛州山へ)、仙太(蘭村へ奉公)
七蔵	1	七蔵(乞食致罷有)
徳蔵	5	徳蔵(春 ⁵ 飛州山へ)、万蔵・太郎(荻原村へ奉公)、次郎兵衛・次右衛門(在所作方)
四郎兵衛	3	四郎兵衛(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 病罷有)、久七(春 ⁵ 秩父山へ)、惣右衛門(春 ⁵ 瀬戸川山へ)
市助	2	市助他1(春 ⁵ 湯舟沢村へ新田出作)
助蔵	3	助蔵(春 ⁵ 瀬戸川山へ)、長蔵・孫右衛門(春 ⁵ 秩父山へ)
平七	1	平七(在所作方 ⁵ 飛州山へ)
長八	4	長八(春 ⁵ 飛州山へ)、忠助(春 ⁵ 秩父山へ)、万蔵(春 ⁵ 伊那大鳴山へ)、太郎兵衛(在所作方)
吉郎兵衛	6	吉郎兵衛・左平・吉六(春 ⁵ 秩父山へ)、茂平・義蔵(春 ⁵ 松川山へ)、牛坊(田立村へ奉公)
吉兵衛	2	吉兵衛・小平(春 ⁵ 秩父山へ)
市左衛門	1	市左衛門(在所彦右衛門方へ勤)

木曾山庄屋の村外本伐請負と袖日用の出持

表5 寛延元年王滝村々方人別所在地(1)

戸主	家内人数	人別所在地
諸村(下条) 34	97	
作右衛門	3	作右衛門・作四郎(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)、作平(春 ⁵ 秩父山へ)
清助	1	清助(在所持子仕)
太郎兵衛	2	太郎兵衛(在所寺勤仕)、権六(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)
彦七	2	彦七・左平次(在所作方)
平吉	2	平吉(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)、与七(春 ⁵ 伊那遠山へ)
久兵衛	5	久兵衛(年罷寄不持)、忠兵衛・長藏(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 付知山へ)、林藏(春 ⁵ 阿寺山へ夫 ⁵ 秩父山へ)、惣兵衛(在所持子仕)
勘六	2	勘六(在所作方)、次郎平(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)
新助	4	新助(春 ⁵ 伊那遠山へ)、茂助・善吉(春 ⁵ 飛州山へ)、清次郎(在所作方)
庄助	5	庄助・乙助(在所作方)、吉兵衛・忠藏(春 ⁵ 秩父山へ)、与右衛門(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 秩父山へ)
五郎右衛門	3	五右衛門・源六(春 ⁵ 秩父山へ)、五郎右衛門(在所作方)
次郎七	2	次郎七・五郎吉(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)
又吉	2	又吉(在所作方)、喜兵衛(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)
新六	3	新六・新右衛門(在所作方)、彦次郎(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 婦在所作方)
六兵衛	1	六兵衛(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)
宇右衛門	1	宇右衛門(在所作方 ⁵ 秋賀川へ)
孫兵衛	2	孫兵衛(春 ⁵ 秩父山へ)、利三郎(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 秩父山へ)
惣七	4	惣七(春 ⁵ 飛州山へ夫 ⁵ 婦在地作方)、仁三郎(春 ⁵ 伊那遠山夫 ⁵ 荻曾山へ)、小右衛門(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)、けさ坊(須原村へ奉公)
久右衛門	2	久右衛門(中津川 ⁵ 茶豆仕入背売)、久左衛門(春 ⁵ 甲州山へ)
新七	1	新七(春 ⁵ 飛州山へ)
長吉	1	長吉(春 ⁵ 瀬戸川山へ)
千太	1	千太(在所作方)
久作	2	久作(在所作方)、庄右衛門(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 秩父山へ)
太郎吉	7	太郎吉・徳左・三郎・徳助(春 ⁵ 秩父山へ)、万藏(乞食致罷有)、次郎・六兵衛(野尻村へ奉公)
戈右衛門	4	戈右衛門(年罷寄不持)、戈右衛門坊(在所作方)、市三郎(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)、孫次郎・忠右衛門(春 ⁵ 秩父山へ)
彦助	1	彦助(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)
孫兵衛	4	孫兵衛(在所持子仕)、三郎(徳右衛門へ奉公)、与助(福嶋宿へ奉公)、孫八(蘭村宇平方へ奉公)
五郎三	3	五郎三(春 ⁵ 伊那遠山へ)、林助(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)、亀(田立村へ奉公)
又藏	3	又藏(春 ⁵ 秩父山へ)、長七(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 婦作方)、又六(春 ⁵ 濃州釜ヶ沢山へ)
太郎助	3	太郎助(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 秩父山へ)、次郎吉(彦右衛門方へ奉公)、忠右衛門(西野村へ持罷有)
清兵衛	3	清兵衛(年罷寄不持)、右衛門(在所作方)、清吉(春 ⁵ 阿寺山へ夫 ⁵ 秩父山へ)
伝七	2	伝七(在所作方)、伝右衛門(春 ⁵ 阿寺山へ夫 ⁵ 婦作方)
孫十	1	孫十(春 ⁵ 秩父山へ)
彦右衛門	13	彦右衛門・彦八・彦兵衛・角助・林助・喜八・三郎(在所作方)、彦三郎・彦九郎・利兵衛・作十・太右衛門・彦之丞(当天下男)
彦兵衛	2	彦兵衛(病罷有不持)、太右衛門(田立村へ奉公)
上条(上嶋)47	126	
仁三郎	4	仁三郎(春 ⁵ 飛州山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)、次郎作・新坊・丑坊(野尻村へ奉公)
新助	2	新助(春 ⁵ 濃州釜ヶ沢山へ夫 ⁵ 秩父山へ)、牛坊(藪原村へ奉公)
源助	1	源助(春 ⁵ 飛州山へ夫 ⁵ 瀬戸川山へ)
作次郎	1	作次郎(春 ⁵ 秩父山へ夫 ⁵ 婦中津川 ⁵ 茶豆仕入背売)
喜右衛門	3	喜右衛門(在所作方)、彦市・久次郎(春 ⁵ 飛州山へ)

戸主	家内人数	人別所在地
久三郎	2	久三郎・四郎(在所作方)
治郎平	3	治郎平・久七(在所作方)、次郎七(春 ⁵ 黒川山へ夫 ⁵ 伊那大河原山へ)
喜八	3	喜八(在所作方)、半助(妻籠村へ奉公)、又助(乞食致罷有)
久蔵	1	久蔵(春 ⁵ 飛州山へ)
彦七	5	彦七・善助(在所作方)、久四郎(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 秩父山へ)、清次郎(春 ⁵ 瀬戸川山へ)、善吉(春 ⁵ 瀬戸川山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)
平七	1	平七(在所作方)
七兵衛	1	七兵衛(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 濃州釜ヶ沢山へ)
曾市	1	曾市(在所作方)
与右衛門	2	与右衛門・藤之助(在所作方)
忠右衛門	3	忠右衛門(在所作方)、作兵衛(春 ⁵ 甲州山へ)、忠兵衛(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 伊那大河原山へ)
小平	4	小平(春 ⁵ 黒川山へ夫 ⁵ 瀬戸川山へ)、孫十・孫市(在所作方)、作左衛門(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)
佐吉	3	佐吉(在所作方)、吉十(春 ⁵ 秩父山へ)、与七(在所彦七方へ奉公)
彦次郎	3	彦次郎・彦三・彦太郎(飛州小坂村彦右衛門方へ奉公)
八兵衛	6	八兵衛(春 ⁵ 秩父山へ)、作十・茂平(春 ⁵ 黒川山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)、長八(福鳴へ奉公)、長助(春 ⁵ 伊那大河原山へ)、平八(在所作方)
彦平	1	彦平(春 ⁵ 在所作方夫 ⁵ 瀬戸川山へ)
久作	7	久作・市蔵・長八(在所作方)、久右衛門(春 ⁵ 秩父山へ)、久八・市助(春 ⁵ 飛州山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)、逸八(春 ⁵ 甲州山へ)
彦助	2	彦助(春 ⁵ 黒川山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)、与吉(春 ⁵ 伊那大鳴山へ)
市助	5	市助(在所作方)、小作(春 ⁵ 濃州釜ヶ沢山へ)、市三郎・与十(春 ⁵ 秩父山へ)、吉助(福鳴へ奉公)
市右衛門	3	市右衛門(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 黒川山へ)、孫三郎(春 ⁵ 伊那大河原山へ)、市兵衛(春 ⁵ 賛川へ持仕)
助作	3	助作(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 濃州釜ヶ沢山へ)、孫助(春 ⁵ 瀬戸川山へ)、四郎(在所作方)
惣兵衛	5	惣兵衛・六助・久次郎(在所作方夫 ⁵ 瀬戸川山へ)、藤助(春 ⁵ 伊那大鳴山へ)、久兵衛(春 ⁵ 伊那遠山へ)
久六	2	久六(春 ⁵ 秩父山へ)、小蔵(藪原村へ奉公)
六兵衛	4	六兵衛(春 ⁵ 秩父山へ)、作兵衛(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)、作之治・作助(在所作方)
与作	6	与作(年罷寄不持)、八助・長作(春 ⁵ 秩父山へ)、喜平(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)、作太郎(春 ⁵ 伊那大鳴山へ)、作平(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)、
吉左	3	吉左(春 ⁵ 伊那大鳴山へ)、助八(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)、助十(在所作方)
長右衛門	3	長右衛門(在所作方)、長八(春 ⁵ 伊那大鳴山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)、長三郎(春 ⁵ 伊那遠山へ)
野口惣	28	68
惣七	4	惣七(春 ⁵ 伊那遠山へ)、又三郎(春 ⁵ 伊那大鳴山へ)、三郎(田立村へ奉公)、三蔵(春 ⁵ 飛州山へ)
長七	1	長七(瀬戸川山へ持子仕)
善六	1	善六(春 ⁵ 飛州山へ夫 ⁵ 秩父山へ)
与三郎	1	与三郎(在所作方)
彦兵衛	2	彦兵衛・彦蔵(在所作方)
彦作	4	彦作・仁三郎(在所作方)、吉兵衛(春 ⁵ 飛州山へ夫 ⁵ 付知山へ)、吉平(春 ⁵ 飛州山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)
彦太	2	彦太(春 ⁵ 伊那釜ヶ沢山へ)、彦六(春 ⁵ 秩父山へ)
又十	2	又十(病罷有不持)、為吉(在所彦三郎方へ奉公)
作平	5	作平(年罷寄不持)、久作(在所作方)、佐平(中津川 ⁵ 茶豆仕入背壳)、作助(春 ⁵ 飛州山へ夫 ⁵ 秩父山へ)、三郎助(在所彦三郎方へ奉公)
善七	1	善七(在所作方)

木曾山庄屋の村外本伐請負と杣日用の出持

表5 寛延元年王滝村々方人別所在地(2)

戸主	家内人数	人別所在地
三沢 36	105	
彦兵衛	4	彦兵衛(在所作方)、市左衛門・惣十(春 ⁵ 在所作方夫 ⁵ 秩父山へ)、市蔵(須原村へ奉公)
市郎兵衛	2	市郎兵衛・市三郎(在所作方)
又七	1	又七(在所作方)
作平	5	作平・林助(在所作方)、作兵衛(春 ⁵ 阿寺山へ夫 ⁵ 濃州釜ヶ沢山へ)、作右衛門・小作(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 濃州釜ヶ沢山へ)
右京	4	右京・佐内(在所作方)、勇助(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)、小七(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)
仁左衛門	4	仁左衛門(春 ⁵ 瀬戸川山へ)、小坊・七坊(田立村へ奉公)、次郎七(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)
徳右衛門	4	徳右衛門(在所山方勤)、徳左衛門(在所作方)、徳兵衛(春 ⁵ 秩父山へ)、善六(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)
茂八	1	茂八(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)
太郎助	2	太郎助(在所作方)、太郎作(春 ⁵ 瀬戸川山へ)
佐吉	3	佐吉・与七(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 伊那山へ)、与右衛門(中津川 ⁵ 茶豆仕入背壳)
長七	1	長七(在所作方)
忠右衛門	4	忠右衛門・九郎左衛門・忠左衛門(在所作方)、利右衛門(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 濃州釜ヶ沢山へ)
半兵衛	5	半兵衛(在所作方)、長五郎(春 ⁵ 秩父山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)、市助(春 ⁵ 秩父山へ)、五郎次(須原村へ奉公)、吉六(湯舟沢村へ作方持)
久作	4	久作(年罷寄不持)、善六(春 ⁵ 瀬戸川山へ)、久兵衛・孫作(在所作方)
長八	2	長八(所在利兵衛方へ奉公)、彦十(在所伝七方へ奉公)
惣兵衛	4	惣兵衛・惣七(春 ⁵ 秩父山へ)、長右衛門(春 ⁵ 瀬戸川山へ夫 ⁵ 秩父山へ)、惣次郎(在所作方)
久六	2	久六(春 ⁵ 瀬戸川山へ)、久蔵(春 ⁵ 上松村作方持へ夫 ⁵ 瀬戸川山へ)
市右衛門	2	市右衛門(大工持)、久右衛門(春 ⁵ 飛州山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)
次郎助	1	次郎助(乞食致罷有)
平兵衛	2	平兵衛(春 ⁵ 在所作方夫 ⁵ 秩父山へ)、六兵衛(在所作方)
与九郎左	5	与九郎左(在所作方)、清八・長七・忠助(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)、与曾兵衛(春 ⁵ 秩父山へ)
彦助	2	彦助(在所作方)、作之次(春 ⁵ 在所作方夫 ⁵ 秩父山へ)
権七	3	権七・六平(在所作方)、吉助(乞食致罷有)
彦平	3	彦平(在所作方)、清六(春 ⁵ 秩父山へ)、吉三郎(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 濃州釜ヶ沢山へ)
彦太	4	彦太・彦七(在所作方)、彦六・久太(春 ⁵ 瀬戸川山へ)
与作	3	与作(在所作方)、作右衛門・安兵衛(春 ⁵ 秩父山へ)
仁左衛門	2	仁左衛門・加助(在所作方)
弥吉	1	弥吉(瀬戸川山へ持子仕)
徳十	4	徳十(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 濃州釜ヶ沢山へ)、又兵衛・与作(春 ⁵ 秩父山へ)、小作(春 ⁵ 瀬戸川山へ)
太郎兵衛	2	太郎兵衛(瀬戸川山へ持子仕)、太右衛門(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 伊奈山へ)
長作	2	長作(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 秩父山へ)、治郎(田立村へ奉公)
市助	1	市助(春 ⁵ 伊奈山へ夫 ⁵ 荻曾山へ)
七郎兵衛	3	七郎兵衛・治右衛門・平六(在所作方)
平八	8	平八・与三(在所作方)、吉十・与八・伊八(春 ⁵ 秩父山へ)、伊之助・久左衛門(春 ⁵ 瀬戸川山へ)、治郎(乞食致罷有)
与平	1	与平(在所徳右衛方へ奉公)
安右衛門	4	安右衛門・乙助(在所作方)、長蔵(春 ⁵ 瀬戸川山へ夫 ⁵ 川上山・荻曾山へ)、久七(春 ⁵ 伊那遠山へ)
崩越 29	90	
市左衛門	4	市右衛門・平七(在所作方)、孫左衛門(春 ⁵ 瀬戸川山へ)、彦兵衛(去年 ⁵ 秩父山へ)
五郎吉	1	五郎吉(春 ⁵ 川上山へ夫 ⁵ 瀬戸川山へ)
助蔵	3	助蔵(在所作方)与作(春 ⁵ 秩父山へ)、与左(春 ⁵ 飛州山へ夫 ⁵ 伊那大河原山へ)

木曾山庄屋の村外本伐請負と杣日用の出持

戸主	家内人数	人別所在地
久三郎	6	久三郎(年罷寄不持)、太郎助(春 ⁵ 秩父山へ)、助三(春 ⁵ 秩父山へ夫 ⁵ 賛川村へ持仕)、 円助(春 ⁵ 伊那遠山へ)、久右衛門(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 付知山へ)、喜三郎(春 ⁵ 濃州釜 ヶ沢山へ夫 ⁵ 賛川村へ持仕)
六助彦	1	六助(在所作方)
与五郎	5	彦七・市郎兵衛(春 ⁵ 秩父山へ)、市兵衛・又兵衛(上松村へ奉公)、彦彦(春 ⁵ 瀬戸川山 へ)
与五郎	4	与助・吉兵衛・長右衛門(春 ⁵ 瀬戸川山へ)、孫十(黒沢村へ奉公)
作藏	7	五郎助・徳之助(在所作方)、徳兵衛・喜助・仙太(山口村へ奉公)、治郎平(春 ⁵ 秩父山 へ)、長右衛門(三留野村へ奉公)
佐助	7	作藏(年罷寄不持)、市三郎・三郎(病罷寄不持)、安兵衛(春 ⁵ 秩父山へ)、作右衛門・佐 吉・市右衛門(春 ⁵ 濃州釜ヶ沢山へ)
久長徳	3	佐平(春 ⁵ 作方 ⁵ 秩父山へ)、三郎兵衛(春 ⁵ 秩父山へ)、与兵衛(春 ⁵ 瀬戸川山へ)
久長徳	1	助三(在所作方)
久長徳	3	久作(在所作方)、次郎七(春 ⁵ 瀬戸川山へ)、喜助(在所作方并持子仕)
久長徳	1	長吉(上田村へ奉公)
久長徳	3	長七(在所作方)、善六・長八(春 ⁵ 秩父山へ)
徳左衛門	5	徳左衛門・万藏(在所作方)、作左衛門(春 ⁵ 濃州釜ヶ沢山へ夫 ⁵ 荻萁山へ)、孫市(春 ⁵ 秩父山へ)、彦七(春 ⁵ 瀬戸川山へ)
惣兵衛	5	惣兵衛・八助(在所作方)、作兵衛(春 ⁵ 濃州釜ヶ沢山へ夫 ⁵ 賛川村へ持仕)、次郎兵衛 (春 ⁵ 秩父山へ)、与兵衛(春 ⁵ 瀬戸川山へ)
二子持	23	49
茂左衛門	3	茂左衛門・市助(春 ⁵ 秩父山へ)、与左衛門(年罷寄不持)
助次郎	1	助次郎(在所作方)
惣右衛門	1	惣右衛門(春 ⁵ 秩父山へ)
七兵衛	2	七兵衛(在所作方)、孫市(春 ⁵ 川上山・秩父山へ夫 ⁵ 賛川村へ持仕)
久兵衛	1	久兵衛(春 ⁵ 秩父山へ)
又兵衛	1	又兵衛(春 ⁵ 秩父山へ)
忠兵衛	3	忠兵衛・次郎(在所作方)、弥八(夏迄伊那遠山へ)
作助	2	作助(在所作方)、与八(春 ⁵ 黒川山へ夫 ⁵ 秩父山へ)
孫助	1	孫助(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 秩父山へ)
清三郎	3	清三郎・清次郎(在所作方)、与助(在所仁右衛門方へ奉公)
権七	4	権七・彦三郎・与吉(在所作方)、三藏(春 ⁵ 秩父山へ)
文殊院	3	文殊院(在所作方)、次郎吉・権兵衛(春 ⁵ 秩父山へ)
喜兵衛	2	喜兵衛(春 ⁵ 秩父山へ)、七藏(春 ⁵ 伊那遠山へ)
助左衛門	1	助左衛門(春 ⁵ 秩父山へ)
彦十	3	彦十・七右衛門(在所作方)、権三郎(春 ⁵ 秩父山へ)
助藏	4	助藏・次郎(在所作方)、長藏(春 ⁵ 伊那遠山へ夫 ⁵ 賛川村へ持仕)、助作(春 ⁵ 秩父山へ)
弥吉	2	弥吉(春 ⁵ 在所夫 ⁵ 伊那で作方)、長次郎(春 ⁵ 秩父山へ)
久藏	3	久藏(春 ⁵ 伊那遠山へ)、久右衛門(春 ⁵ 秩父山へ)、太郎(在所作方)
弥十	2	弥十・八兵衛(在所作方)
平八	1	平八(在所弥十方へ奉公)
惣七	3	惣七(年罷寄不持)、長八(春 ⁵ 黒川山へ夫 ⁵ 松本へ持仕)、十右衛門(春 ⁵ 在所作方夫 ⁵ 伊那へ持仕)
次郎	7	1
孫八	8	2
孫八	2	孫八・作兵衛(春 ⁵ 伊那遠山へ)

表5 寛延元年王滝村々方人別所在地(3)

戸主	家内人数	人別所在地
久七	1	久七(三留野村へ奉公)
孫十	3	孫十(伊奈へ罷持仕)、次郎・三郎(田立村へ奉公)
惣三郎	2	惣三郎(在所作方)、善兵衛(春5秩父山へ)
惣兵衛	2	惣兵衛(在所作方夫5飛州山へ)、惣十(春5飛州山へ夫5荻曾山へ)
次郎吉	2	次郎吉(春5秩父山へ)、小平(春5秩父山へ夫5中津川5茶豆仕入背売)
作助	3	作助(乞食致罷有)、作十(去年5秩父山へ)、小兵衛(伊那へ奉公)
平左衛門	5	平左衛門(病罷有不持)、徳右衛門(春5伊那山へ夫5伊那大嶋山へ)、平兵衛(三留野村へ奉公)、次郎平(春5阿寺山へ夫5秩父山へ)、忠右衛門(在所忠兵衛方へ奉公)
忠兵衛	3	忠兵衛(在所作方)、権七(春5飛州山へ)、久七(去年5飛州山へ)
助十	1	助十(中津川5茶豆仕入背売)
伊八	2	伊八(春5飛州山へ夫5付知山へ)、太郎(在所作方)
吉三郎	3	吉三郎(瀬戸川山へ持子仕)、清次郎・清吉(加子母村善兵衛方へ奉公)
作兵衛	3	作兵衛(在所作方夫5飛州山へ)、彦十(在所作方夫5秩父山へ)、庄吉(加子母村善兵衛方へ奉公)
与吉	4	与吉(年罷寄不持)、孫作(在所作方夫5秩父山へ)、与八(在所与三郎方へ奉公夫5秩父山へ)、小八(春5飛州山へ)
吉蔵	4	吉蔵(在所作方)、惣右衛門(春5瀬戸川山へ夫5付知山へ)、助八(春5秩父山へ)、長吉(在所吉右衛門方へ奉公)
小作	2	小作(在所作方夫5付知山へ)、八兵衛(春5伊那へ持仕)
仁助	3	仁助(春5四国巡礼へ)、仁平・五右衛門(春5飛州山へ)
吉右衛門	1	吉右衛門(在所作方)
長助	1	長助(在所作方)
瀧越	15	37
茂平	2	茂平治(在所作方)、茂七(春5飛州山へ夫5荻曾山へ)
長蔵	5	長蔵・次郎助・戈七・次兵衛(在所作方)、百平(春5飛州山へ夫5付知山へ)
清吉	4	清吉(在所作方)、孫兵衛・清七郎(春5飛州山へ夫5付知山へ)、清六(春5飛州山へ夫5荻曾山へ)
小八	2	小八(春5伊那へ作方仕)、又八(在所作方)
与七	4	与七(在所作方)、作吉(春5川上山へ夫5付知山へ)、小作(春5飛州山へ)、清吉(飛州深田村へ奉公)
次郎兵衛	1	次郎兵衛(春5川上山へ夫5秩父山へ)
長助	2	長助(在所作方)、四郎兵衛(春5飛州山へ夫5付知山へ)
善六	2	善六・牛坊(在所作方)
彦兵衛	3	彦兵衛(在所作方)、次郎右衛門(春5飛州山へ夫5付知山へ)、彦四郎(在所作方夫5付知山へ)
平七	2	平七(在所作方)、六兵衛(春5川上山へ夫5荻曾山へ)
五郎助	3	五郎助(在所作方)、長吉(春5川上山・飛州山へ夫5荻曾山へ)、助八(伊那新井村へ奉公)
与吉	1	与吉(在所作方)
金三郎	1	金三郎(春5飛州山へ夫5荻曾山へ)
佐平	2	佐平(春5飛州山へ夫5荻曾山へ)、惣吉(飛州竹原村へ奉公)
平八	3	平八(在所作方)、惣兵衛(春5飛州山へ)、平治郎(春5飛州山へ夫5付知山へ)
淀地	17	67
藤七	6	藤七・庄七(春5瀬戸川山へ)、五右衛門・小七・孫七(春5秩父山へ)、伊八(春5濃州釜ヶ沢山へ夫5荻曾山へ)
次郎平	5	次郎平・彦十・彦郎(春5秩父山へ)、吉三(春5瀬戸川山へ)、又兵(在所作方5荻曾山へ)
彦兵衛	2	彦兵衛(春5黒川山へ夫5荻曾山へ)、彦三(春5秩父山へ夫5賛川村へ持仕)
吉蔵	3	吉蔵・長蔵(春5瀬戸川山へ)、惣右衛門(春5濃州釜ヶ沢山へ)

木曾山庄屋の村外本伐請負と柚日用の出持

三九

それには経営ばかりでなく現地との折衝上信用を必要としたからでもある。次に木曾に隣接し美濃に属するが尾張藩領に属し、享保一四年(一七二九)に上松材木奉行の支配になるまで藩庁の国奉行の下にあり、一部に木曾とは異なる制度面もあつた裏木曾ニカ村(加子母・付知・川上)内の付知村を中心に、王瀧村の委託材木仕出事業についてみよう。まず付知村と王瀧村庄屋松原彦右衛門との間に交された契約書がある。

覚⁽²⁾

一 撞ヶ洞之内瀧谷渡々尾通東方細繩紀ノ国洞本谷川渡々砂測狸木屋他之場所、只今迄御年貢板仕出切跡并比丘尼谷一山柰参角左夫々下ニ中ノ谷渡尾通之山ニ而、拙者御請合未之残槽式千五百拾六丁、来西之年右之場所ニ而御仕出し可被下候、右山之儀ニ付只今迄御運上金等少も御未進買上無候得共、若如斯様之出入出来仕候ハ、指名共引請場所ニ而少も差支へ御苦勞かけ申間敷候、勿論村方御百姓中不殘納得之上如斯相請仕候、若右御百姓中之内いか様之願等申出し候共拙者共引請少成義ニ而も六ヶ敷事申間敷候

一 未之年御請合之槽四千挺之内千四百八拾四挺木曾屋曾七殿ニ而相勤、残り式千五百拾六丁貴殿へ御頼御引請相談申候、依之未之年御書上之写を相渡し申候、槽詰御取次之儀ハ御勝手次第ニ指支無候様ニ御頼可申候

一 山御順見等其外御用節御座候共村方々貴殿へ御世話かけ申間敷候

一金百五拾両、相ニヶ所御年貢板仕出切次之分山手金并式千五百拾六丁槽代金ニ如斯定申候、右百五拾両之内只今百拾両請取残り四拾両錦織着之節受取可申候

一 材木狩下ヶ之節何方へ成共御田地之外勝手次第ニ御上ヶ可出候、勿論

柴木薪等留山分ニ而買請分ハ御請山次第ニ御取可被成候、諸木御取次渡場之儀ハ付知村之内何処成共勝手次第渡場なら無御改受可成候

一 袖日用之儀木曾々御連可成候、此方百姓共参度者共ハ袖日用頭共と相対ニ而参可申候、村方々袖日用組等願仕り申間敷候

一 川下ヶ之内当村ハ勿論他領錦織白鳥迄之儀、諸木々並諸事請ちん無之候様ニ御願申上埒相立可申候

一 未之年残槽式千五百拾六丁ニ付木曾屋曾七殿方金銀ハ不及申、其外いか様之出入多有共少も貴殿へ御苦勞かけ申間敷候

右之通諸事御如過ハ勿論其外内證出入等仕候共拙者共引請、何方迄も罷出御願持出無之様ニ埒相立可申候、為後日相定申可如件

享保拾三年

濃州付知村 田口忠左衛門 ㊤

申十二月

同 組頭 早川喜左衛門 ㊤

木曾上嶋

(以下氏名略)

松原彦右衛門殿

この要点は、従来付知村で御年貢板として伐出していた撞ヶ洞以下の槽伐出し委託事業の一部を、木曾屋曾七から松原彦右衛門へ移すこと、この件は付知村一同および木曾屋も納得済であり、面倒と出費についても一切迷惑をかけぬこと、山手銭(山代金)と槽二五二六丁の伐出代金として一五〇両を付知村へ納めること、袖日用は木曾から同行し、付知村百姓の希望者の雇入は袖日用頭を通すこと等である。

松原家が付知村で本格的な材木仕出しを始めたのがこの時からだったことは、「去未之年分其元御請合之槽詰四千本之内千四百本余私仕出し申候、残槽之儀式千五百本余来西之表々松原彦右衛門殿へ御頼御仕出し之由、尤前度私仕入金出入も御座候得共此度松原彦右衛門殿へ御仕出し之材木ニ付

私方并名古屋問屋兼山屋共ニ少も構申儀無御座候、前度申合之通問屋之儀ハ名古屋兼山屋与市殿へ材木頭迄も御守可被成候、為其如此ニ取計候以上享保十三年申十二月八日 苗木町 山下曾七郎(22)からも推定される。本書の山下曾七郎は前書とともに内容から木曾屋曾七と判断される。一方松原家側も着業にあたって一札を入れている。

一札之事(23)

一 槽詰式千五百拾六挺去未(享保十二年)ノ年残り、右ハ未ノ年分四千挺御願被成之内千四百八拾四丁ハ未ノ年苗木曾七殿金元ニ而御頼御仕出し之由、残り槽申ノ年中御不手廻故御延引ニ付三年伐御願も相濟候ニ付、来酉ノ春ハ本切仕出し槽皆濟致くれ候様ニと御頼ニ付私自分金ニ而本切御請合申し候、然し撞ケ洞之内(以下前出「覚」冒頭の山地名省略)御山受取為山手金槽代金百五拾両ニ相究之内百拾両申ノ暮ニ相渡し、残而四拾両ハ右残槽之材木錦織着之上ニ而相渡し可申候

一 柚入之節御山内ニ而御停止之森木沓本ニ而切申義ハ勿論枝葉迄も少も損し不申様ニ堅可申付候、并火之用心堅ク鹿狩無之様ニ可申付候、御公儀御法度私共在所同様之義ニ御座候間少も如在致間敷申候、柚日用共ニ山出諸法諸御意並ニ為相勤可申候

一 私方へ受取申御山之内絵図之通境目外へ少も切越申間敷ハ勿論、御巢山へ少も入込申間敷而御公辺其元御引請ニ候間何事ニ而も御相談之故之在次第可致候

一 下川狩之節付知村をはなれ他領へ入込候共、其元ハ只今迄之前法ニ相違仕候事不仕候様ニ手代頭共へも可申付事

一 山本ニ手代沓人其元ハ御付可被成候、扶持給金此方ハ相勤可申候、柚日用遣申候義ハ加子母山並ニ可致事

木曾山庄屋の村外本伐請負と柚日用の出掛

右通諸事御相談申合指支なく相勤可申候為後日一例如件

享保十三年

木曾上嶋

申十二月

松原彦右衛門

濃州付知村

田口忠左衛門殿

早川喜左衛門殿

(以下氏名略)

松原家は付知山の材木仕出しに際しては山方諸法度を守ること、木曾屋から引きついで二五〇〇挺の着業は申の年は準備不足で間に合わず翌酉の年からになるが「私自分金ニ而本切御請合申し候」と云っている。また付知村からは「合金百拾両也 右之金子申ノ立納金村方入金ニ借用仕候処 実正也、証文申候御約束仕候山相渡し可申候、来酉ノ春ハ材木御仕出し可被成候、若右之山々之義ニ付指支御座候ハ、右之金子為村中急度返遣可仕候、為後日一札如何様共御座候 享保拾三年申十二月 (付知村)田口忠左衛門 松原彦右衛門殿」と応じた。そして酉の年には実働の結果「請取 申山手金之事 金百五拾両也 右ハ当村(山名略)山手金并槽式千五百拾六丁此代金相究之通金百五拾両右之通無相違請取相濟申候、以後村方百姓中ハ如何様之義出来仕候共貴殿へ少も御世話懸ケ申間敷候、勿論御請取之椋(子)権榎明松風楷榎曾木御巢山境其外御法度之儀ニ付疑敷儀無御座候、為其此方ハ与十郎新五兵衛兩人付置申し候、貴殿御仕出し候山之義ニ付以後少も出入申分無御座候、為其如此ニ御座候 享保十五年戊三月 付知村庄屋田口忠左衛門 王瀧村松原彦右衛門殿」と軌道に乗った。

享保一六・一七年付知山の松原家仕出しを整理した表6によると、扱ひ問屋名からみて材木市場が大坂(板屋・八萩屋)から江戸(米津久右衛門・天

表6 濃州裏木曾付知山松原家本伐請拂仕切

年月日	扱い材木間屋	伐出木材数			支払銀	経費銀と内訳					差引支拂銀		
		今回売木	残木			口銭	運賃	棧賃	為替代他	金=替へ			
享保 16.9.12	大坂 板屋孫三郎	3,601	1,896	1,705	1,426.32	1,409.66	13.93	1,296.42	99.31			16.66	
16.9.12	大坂 八萩屋権兵衛	570	130	440	1,322.20	404.97	13.22	385.75	6.00			917.23	15.1残り銀
16.9.22	江戸 天満屋助右衛門	190	190		1,353.32	248.17	61.16	221.99	11.30	1.71	1,105.15	19.0残り銀	
16.10.22	江戸 米津久右衛門	255	255		1,754.74	179.74	36.77	130.50	4.90	7.57	1,566.00	27.0残り銀	
16.10.22	天満屋助右衛門	120	120		773.33	178.96	26.66	145.00	2.40	4.90	594.37	10.0残り銀	
16.11.6	天満屋助右衛門	150	150		966.65	173.94	33.33	130.50	3.30	6.81	792.71	13.2残り銀	
16.12.2	米津久右衛門	145	145		934.44	175.61	32.22	130.50	6.52	6.37	758.83	13.0残り銀	
16.12.16	米津久右衛門	160	160		1,031.11	180.55	35.55	130.50	7.20	7.30	850.56	14.2残り銀	
16.12.22	天満屋助右衛門	145	145		934.44	301.68	32.22	261.00	2.90	5.56	632.76	10.3残り銀	
小計		5,356			10,487.55	3,253.28					7,234.27	123.0残り銀	
17.1.5	板屋孫三郎	2,640	1,120	1,520	5,117.00	467.94	51.17	379.87	36.90	16.50	4,649.06	79.0残り銀	
17.1.5	八萩屋権兵衛	1,031	1,031		5,846.80	585.80	58.36	476.50	50.84		5,261.00	89.2残り銀	
17.1.16	米津久右衛門	220	220		2,138.97	492.61	75.76	391.50	10.52	14.43	1,704.36	29.1残り銀	
17.1.26	米津久右衛門	265	265		1,953.84	354.68	63.39	261.00	12.62	13.67	1,599.18	27.2残り銀	
17.3.5	八萩屋権兵衛	391	391		3,125.00	252.45	11.70	240.75			2,872.55	48.2残り銀	
17.3.5	板屋孫三郎	1,530	1,530		7,912.75	79.12	79.12				7,833.63	132.3残り銀	
17.3.16	天満屋助右衛門	300	300		1,933.33	472.32	66.66	387.41	6.00	12.25	1,461.01	25.0残り銀	
17.4.6	天満屋助右衛門	150	150		966.66	216.87	33.33	174.00	3.00	6.54	749.79	12.3銀残り	
17.4.16	米津久右衛門	120	120		995.95	177.20	34.34	130.50	5.50	6.86	818.75	14.1銀残り	
17.5.16	天満屋助右衛門	175	175		1,127.77	180.94	38.88	130.50	3.50	8.06	946.83	16.1残り銀	
17.6.2	天満屋助右衛門	210	210		1,353.33	234.30	46.66	174.00	4.20	9.44	1,119.03	19.1残り銀	
17.7.22	米津久右衛門	77	77		1,622.06	210.50	55.93	138.60	3.99	11.98	1,411.56	24.1残り銀	
17.7.26	天満屋助右衛門	65	65		1,077.14	134.15	37.14	87.00	1.95	8.06	942.99	16.1残り銀	
17.8.22	天満屋助右衛門	85	85		1,493.50	195.56	51.51	130.50	2.55	11.00	1,302.24	22.1残り銀	
17.9.9	天満屋助右衛門	70	70		1,230.30	126.33	42.42	72.50	2.10	9.31	1,103.97	19.0残り銀	
17.10.22	米津久右衛門	215	215		2,109.09	358.43	72.73	261.00	10.00	14.70	1,750.66	30.0残り銀	
17.10.22	天満屋助右衛門	60	60		1,054.54	176.02	36.36	130.50	1.80	7.36	878.52	15.0残り銀	
小計		7,604			41,018.03	4,715.22					36,302.81	619.3残り銀	

木曾山庄屋の村外本伐請負と柚日用の出持

出所史料 「享保十六・十七年 付知山桧物仕切帳 王瀧村松原記録」(徳川林政史研究所蔵)
「寛文・享保 商人仕出仕切状 松原記録」(同)

満屋助右衛門へ拡大したことを示している。天満屋の屋号は名古屋と大坂にもあり、天満屋助右衛門の所在はまだ確認していないが、次節で松原家と関係が深い天満屋六郎平と同じく助右衛門も江戸と考えたい。木材市場からの経費差引の支拂額は、享保一六年は一二三両だが一七年は六二〇両となった。前述した宝永正徳年間の木材仕出地は地元の王瀧村だったが、享保年間の付知村では委託による仕出なので、山手銭と木材代金の一部を稼行地の付知村へ納める条件の仕出である。付知山の場合王瀧村は一五〇両を納める約束なので、それ以上の売上金を手にしなければ利益が出ない。宝永正徳年間の王瀧山は一万挺以上の伐木量があったが、享保年間の付知山の伐木量は数千挺にすぎなかった。しかし売上代金が数百両もあったのは、この地がいまだに高価な木材の蓄積が見込まれたからである。

松原家委託の仕出しは、「²⁶ 杣日用之儀木曾²⁶御連可被成」と王瀧村の杣日用が主に当たった。

一札²⁷

去ル申年加子母付知御山御材木上嶋杣頭作兵衛吉左衛門御仕合仕出申候節、罷越杣頭小屋頭小杣共へ被仰付之儀御座候ニ付御役所へ召連申様ニと被仰下承知仕候、右之者共之内四拾式人ハ在所ニ罷有此度召連申候

上嶋杣頭	作兵衛	同	吉左衛門
杣小頭	市助	同	小作
同	彦十	同	久右衛門
小杣	七右衛門	同	吉兵衛
同	半兵衛	同	清八
同	忠兵衛	同	彦六
同	円助	同	彦太

木曾山庄屋の村外本伐請負と杣日用の出持

同	長右衛門	同	久七
同	久三郎	同	与吉
同	善六	同	吉三郎
同	伊八	同	惣兵衛
同	仁平	同	与七
同	久作	同	次郎平
同	惣右衛門	同	惣兵衛
同	忠右衛門	同	長作
同	次郎兵衛	同	又兵衛
同	孫七	同	久六
同	長七	同	次郎平
同	善六	同	徳兵衛
同	彦市	同	長七
同	小七	同	善兵衛

右此度召連不申者在所被帰次第、此度被仰付之趣急度可申渡之旨被仰渡委細承知仕候、為其一札如件

寛保三年亥三月

王瀧村庄屋 彦右衛門

木曾御材木方御役所

組頭 (名略)

いつでも立ち所に必要な人数が整えられる状態にすでになく、出持人の出入が始まっていることが伺える。次に当時の山方持の賃銀についてであるが、裏木曾加子母村の松原家仕出し文化八年(二八一)の記録がある。

加子母山渡合ノ台所者并杣木挽賃銀帳²⁸

一三拾人 小杣頭 平 蔵
 此賃銀六拾匁 但一日に付銀式匁 酒手銀拾五匁

一貳拾六人 小柚頭 政 七

此賃銀五拾貳匁 但一日に付銀貳匁 酒手銀拾三匁

一三拾三人半 代人覚 庄 七

此賃銀六拾七匁 但一日に付銀貳匁 酒手銀拾匁

一貳拾五人 柚 助 作

此賃銀五拾匁 但一日銀貳匁 酒手銀七匁五分

一拾七人 柚 半右衛門

此賃銀三拾四匁 但一日銀貳匁 酒手銀五匁壹分

一拾九人 柚 平次郎

此賃銀三拾八匁 但一日銀貳匁 酒手銀五匁七分

一拾六人 柚 吉左衛門

此賃銀三拾貳匁 但一日銀貳匁 酒手銀五匁

一拾九人 柚 金 助

此賃銀三拾四匁貳分 但一日銀壹匁八分 酒手銀五匁七分

一拾七人 柚 五右衛門

此賃銀三拾匁六分 但一日銀壹匁八分 酒手銀五匁

一拾七人 柚 彦 吉

此賃銀三拾匁六分 但一日銀壹匁六分 酒手銀三匁

一貳拾四人 柚 藤兵衛

此賃銀四拾三匁貳分 但一日銀壹匁八分 酒手銀五匁

一貳拾貳人 柚 源 八

此賃銀三拾五匁貳分 但一日銀壹匁六分 酒手銀四匁四分

一貳拾四人 柚 源 藏

此賃銀三拾八匁四分 但一日銀壹匁六分 酒手銀四匁八分

一拾七人 柚 徳 藏

此賃銀貳拾七匁貳分 但一日銀壹匁六分 酒手銀三匁

一拾七人 柚 甚 八

此賃銀貳拾七匁貳分 但一日銀壹匁六分 酒手銀三匁

一貳拾三人半 柚 九 平

此賃銀三拾七匁六分 但一日銀壹匁六分 酒手銀四匁九分

一拾八人 柚 嘉 助

此賃銀貳拾八匁八分 但一日銀壹匁六分 酒手銀三匁六分

一貳拾八人半 木挽頭 彦 藏

此賃銀五拾七匁 但一日銀貳匁 酒手銀拾四匁貳分五厘

一貳拾壹人半 木挽 利 平次

此賃銀四拾三匁 但一日銀貳匁 酒手銀四匁三分

一貳拾三人 木挽 弥 藏

此賃銀四拾六匁 但一日銀貳匁 酒手銀四匁貳分

一貳拾人 木挽 権 吉

此賃銀四拾匁 但一日銀貳匁 酒手銀三匁八分

一拾五人 木挽 半兵衛

此賃銀貳拾七匁 但一日銀壹匁八分 酒手銀四匁五分

一拾三人 木挽 梅 藏

此賃銀貳拾三匁七分 但一日銀壹匁八分 酒手銀四匁

一八人 木挽 茂兵衛

此賃銀拾貳匁八分 但一日銀壹匁六分 酒手銀貳匁四分

一四人 木挽 孫三郎

此賃銀七匁貳分 但一日銀壹匁八分 酒手銀壹匁

一三拾式人半 持子次 助

此賃銀三拾式匁五分 但一日銀壹匁

一三拾人 持子宗 助

此賃銀三拾匁 但一日銀壹匁

一三拾六人 かしき^(悉) 長四郎

此賃銀三拾六匁 但一日銀壹匁

一三拾六人 かしき 吉 蔵

此賃銀式拾六匁 但一日銀壹匁

一三拾四人 薪 伐 嘉右衛門

此賃銀式拾式匁六分 但一日銀六分五厘

一三拾六人 小 使 惣 助

此賃銀式拾式匁六分 但一日銀六分三厘

銀ノ百四拾式匁二分五厘

此金式兩壹分銀七匁分五厘

これによると柚・木挽と作業小屋世話人の持子は夫々一日の手間賃が柚・木挽が銀二匁、持子が銀壹匁で年季により加減された。人数は作業期間中の人別実働延日数で、一日分賃金と日数の積が人別賃銀総額になる。

持子を除いて全員に酒手が加給され各組の頭に特に多いのは、各組の共用費の分として付けられたものであろう。しかし日用の方はこの時期の付知村の記録を欠くので、安政期の加子母村で日用募集を托された日用頭の請書を掲げると、一金五兩也 日用頭 太七 吉弥 右ハ当年御材木御伐出ニ付右兩人へ日用頭被仰付奉畏候、付而ハ日用雇前金として御貸渡被下置慥請取相渡申候、尤壹組人数三拾人為相雇置入山被仰付候ハ、人数相揃入山登山為仕可申候、右ニ付而抑々百姓農間之持ニ罷出候者第一ニ相雇

木曾山庄屋の村外本伐請負と柚日用の出掛

候奉而ハ人数相揃不申ニ付、何分近撮寄之御山へ御召仕被成下置候等奉願上候、且又五月節入六日王寿芝山口明々七月土用入迄一同肥草取入、夫々田植麦蒔之節ニ付下山相願候者へハ早速下山被仰付可被成下置候等奉願上置候間、右日限之内下山候者御狩上として御役人様必村方へ御差向被成下置間敷候様是又奉願上置候(後略)加子母村庄屋勝次郎 組頭庄平⁽²⁹⁾とあり、日用の対象は農間持の百姓で、伐出しの委託主から前渡しされた金子を貸渡している。日用頭一組当り日用は三〇人程度、前渡金の総額は五兩だから一人当り銀一〇匁宛になるが、これは何日分の賃銀かは不明だが、前記柚と持子の中間と推定してよからう。

(二) 甲州郡内奥山村の例

甲州郡内大月付近の桂川北岸、桂川支流の一つ浅利川の上流域に位置する遅能尾戸山は、奥山・浅利・大月・田野倉・駒橋諸村の入会山である。

この山の木材伐出しについて、在所奥山村と郡内領の代人鶴嶋村五郎右衛門および伐出し請負の代人木曾福島宿松原清右衛門との間で交した依頼書を次に示す。

材木伐出申相對証文之事⁽³⁰⁾

一 当村之内百姓持林東谷々本沢奥迄先達而御見分之通、山内不残当已年々来午年まで式ヶ年之内伐出シ相對致候所相違無御座候、尤山代金之儀ハ木数尺ノ千本ニ付金拾七兩宛之積ニ売渡申所実正也、然上ハ勝手次第山入被成慥ニ請取申候、残り半金之儀ハ川下ヶ之筋当村境木拾五兩御渡シ被成慥ニ請取申候、残り半金之儀ハ川下ヶ之筋当村境木尻狩下ヶ之砌木数ニ唯シ御渡可被成由承知致候、右伐出ニ付木屋掛ヶ

道橋詰り堰砂手之諸道具等迄当村方相懸り候迄ハ、其最寄之場所ニ而見立勝手次第ニ御伐出御遣可被成候、其末ニ至り候而ハ柴者錢百文ニ付五尺繩ノ八束、杭木ハ百文ニ付五寸廻り長六尺ニ而拾本詰六束、木之葉百文ニ付四籠宛ニ相定、袖日雇方泊り木錢之儀老人ニ付一夜拾式文宛ニ相定、尤日雇者組ニ而一夜ニ米壹升宛但京升ニ而、是ハ火之元見廻として宿々へ被下由承知御尤ニ存候、且又駄賃之儀ハ道法壹里ニ付御定之外ニ一里八文増之積り相定、人足老人前ハ右老駄分ニツ割之積ニ御座候、然上ハ村方ニ而随分出精差支無之様ニ差働可申候、其外売買物高直ニ不致隣郷売買物引合候様ニ御相談可致候、且堰前入用之土其場所ニ而御取遣可被成候、惣而村方諸勘定之儀ハ村境ニ而不残御勘定可被成由相定申候

一入会村方ハ不及申ニ浅利土場迄差障等無御座候、若彼是申者御座候ハ、山元役人共罷出埒明御苦勞掛申間鋪候

一山境之儀ハ東谷本沢共谷口ノ奥迄惣而峯通境として御伐出し可被成候、隣山ノ少も差障り候者無之候、万一彼是申者御座候ハ、連判之者罷出埒明可申候

右之通村中大小之百姓相談之上相對致連判一札差出シ候上ハ、差障ケ間敷義急度不仕別而大勢之者共入込相稼候儀第一村方諸ベリ念入猥り成義ハ勿論、駄賃馬人足等縦者間敷砌成共差支無之様ニ可致候、尤此度山代金半金請取候上ハ年季之内外稼之者一切入レ申間敷候、其外差障り之者毛頭無御座候、万一違乱申者御座候ハ、加判之者何方迄も罷出善様仕少も御差支無之様ニ可致候、為後日村中相談之上連判之一札入置申所仍而如件

安永二己七月

(奥山村)名主 重兵衛 判

鶴鳴村五郎右衛門殿
木曾福嶋清右衛門殿

組頭 太兵衛 判
百姓代 弥市兵衛 判
(以下の名略)

奥山の遅能尾戸山の山代金は二五兩宛二回の分納だから、合計五〇兩になる。その後は伐出しのための入山は勝手次第、但し作業中使用の小物消耗品は有料、袖日用小屋木賃一二文と定める一方、夜の火の元見廻り手当として各組へ一夜米一升支給、搬送駄賃は規定の外に一里八文の加給、人足一人前の仕事量は一駄の二分の一の見積り、村内における商人による独善価格の防止、他所者村内割り込み就業の監視等をうたっている。かくして村は「彼是申者御座候ハ、連判之者罷出埒明可申」ことを保証した。

さらに郡内領の代人鶴鳴村五郎右衛門と畑倉村治右衛門から、材木仕出し請負の代人木曾福嶋宿松原清右衛門へ出された一札は、「当郡奥山村遅能尾戸山御百姓持林東谷本沢材木伐出候ニ付、私共兩人山先仕諸事引請世話致候所、則山元村方ハ不及申ニ入会浅利大月田野倉駒橋右四ヶ村熟談相済証文取替大小之百姓不残納得仕、尤谷村御役所御願之儀ハ何分拙者共引請、川下ケへ不掛内御願相済候様出精可仕候所相違無御座候、然上ハ右材木伐出被成候ニ付少も差障り候者無之候、万一彼是申者御座候ハ、私共兩人引請急度埒明可申候、右双方得心相濟候上ハ御勝手次第袖入可被成候、且又材木川下ケ之節川丈之村々へも兩人相渡り役人衆中へ相頼置候間、是又百姓中へも申渡し猥り成義一切為致申間鋪段引合置候上ハ聊御差支無之候間、材木出来次第川下ケ可被成候、尤私共其砌ハ又々差添川丈村々へ相渡可申候、右之通兩人引請候以上ハ少も御氣遣無御座候、材木伐出シケ川下ケ土場迄并伐御改之御番所共不依何事ニ間違等有之候ハ、私共兩人何方迄も罷出各々方へ少も御苦勞かけ申間鋪候、為其一札仍而如件 安永二

乗付次第早速舟積ニ致少たり共差支申間敷候、万一舟積埒明不申候ハ、何れ之浦方も舟雇入御指支無之様ニ取計ひ可申候、若滞候義御座候ハ、何方成共舟御雇入被成候(後略) 安永三年午十二月廿六日 須賀浦間屋十助舟持惣代庄右衛門 甲州都留郡鸛鳴村五郎右衛門殿信州木曾王瀧村清右衛門殿⁽³⁵⁾と結ばれ、須賀から江戸までの船積運賃を尺式間もの一四・五本で一両、尺角三間もの一三本で一両とした。ここで安永五年における一回の仕切状から奥山村材仕出しの实例をみよう。

仕切状之事⁽³⁶⁾

奥山百三番	五拾本	樅式間	此代式拾貳貫四分四厘
四貫五分替			
代金四兩三分ト拾三匁七分三厘			
同山百貳拾四番	式拾五本	栗式間	此代式拾壹貫九分壹厘
同山百六拾四番	式拾七本	同式間	此代式拾貳貫五分
同山百六拾五番	式拾七本	同式間	此代式拾貳貫四分七厘
同山百九拾七番	式拾四本	同式間	此代拾九貫三分七厘
四口此ノ八拾六貫式分五厘 壹貫九分替			
代金四拾五兩壹分ト八匁三分九厘			
同山貳百四拾番	式拾三本	樅式間	此代式拾貳貫八分九厘
同山貳百四拾壹番	式拾三本	同式間	此代式拾貳貫七分式厘
同山貳百四拾貳番	式拾三本	同式間	此代式拾三貫壹分壹厘
同山貳百四拾三番	式拾三本	同式間	此代式拾貳貫九分六厘
同山貳百四拾四番	式拾三本	同式間	此代式拾貳貫七分九厘
五口此ノ百拾四貫四分七厘 三貫式分替			
代金三拾五兩三分ト壹匁七分七厘			

同山貳百四拾六番	式拾三本	樅式間	此代式拾三貫壹分六厘
同山貳百八拾四番	拾五本	同式半	此代拾九貫壹厘
式口此ノ四拾貳貫壹分七厘 三貫五分替			
代金拾貳兩ト貳匁八分式厘			
惣此ノ貳百六拾五貫三分三厘			
代合金九拾八兩ト拾壹匁七分壹厘			

内

金三兩壹分七匁九分	売口銭
金壹兩壹分七匁壹分	極 賃
金貳分八匁四分	掛り物

小此ノ金五兩壹分ト八匁九分

差引殘金九拾貳兩三分ト貳匁八分壹厘

右之通売拂代金銀仕切状共近江屋与兵衛殿へ相渡此表無出入相済申処仍如件

安永五年申七月

天満屋六郎平 ㊦

松原清右衛門殿

近江屋市兵衛殿

仕切状の内容は各項の上から順番に、伐出山の区画番号、伐出数量、樹種と尺角規格、江戸材木市場の代銭、金換算代である。末尾の経費は市場口銭手間賃為替代と合計で、江戸市場での販売を代行する天満屋六郎平は、経費差引殘金を松原彦八代人清右衛門と債権者近江屋の両名宛に通知した。ただし天満屋は江戸市場の仕切代行者で須賀浦より江戸までの船積運送には拘わりがなく、殘金から船積運賃は控除されていない。表7は安永五年(二七七六)の奥山村松原家伐出仕切りを整理したものが、これに前記註

表7 甲州郡内奥山松原家本伐請拂仕切

(残：残り銀の略)

年月	扱ひ材木間屋	伐出木材数と内訳					経費と内訳				差引残金 (内推定船積金)	
		(上段木数：本 下段代金：両)	樅	栗	槻	梅	口銭	樁賃	掛物			
安永 5.5	江戸 天満屋六郎平	523本 140.0残り銀	307本 47.1残り	102本 47.2残り	59本 28.0残り	55本 16.0残り	両	両	両	両	両	132.1残り銀 (35.2)
5.7	天満屋六郎平	306本 98.0残り銀	203本 40.2残り	103本 45.1残り								92.3残り銀 (28.3)
5.10	天満屋六郎平	257本 132.0残り銀	153本 52.3残り	49本 19.0残り		55本 59.3残り						124.2残り銀 (17.3)
5.10	天満屋六郎平	663本 220.2残り銀	663本 220.2残り									207.0残り銀 (45.0)
5.12	天満屋六郎平	114本 80.1残り銀	50本 4.2残り		64本 75.2残り							75.3残り銀 (8.0)
6.3	天満屋六郎平	51本 44.0残り銀			51本 44.0残り							41.3残り銀 (3.2)
6.4	江戸 伊勢屋伊兵衛	21本 6.3残り銀	21本 6.3残り									6.2残り銀 (1.2)
小計		1,935本 721.0残り銀										680.0残り銀 (140.0)

出所史料 「元文安永 商人仕出仕切状式 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)

木曾山庄屋の村外本伐請負と袖日用の出持

(35)の船積運賃取極価格から算出した推定運賃を付記した。安永五年度の仕切金六八〇両余に対し船積運賃は一四〇両余で、差額は五四〇両となる。木曾山は御用材が多くそこでは前渡金が下付されたが、奥山は入会地なので着業前に山代金を納める(半金宛分納の場合が多い)上に、裏木曾同様前渡金がなくすべて自己資金で遣り繰りすることになって材木問屋との融資関係を深めたと推定されるが史料は乏しい。次の史料は断片的で事態の全容を知ることができないが、希少性を考慮して掲げておく。

目録⁽³⁷⁾

一金百両也 三月朔日かし

此利金三両也 但 三月分

一金百両也 三月廿八日かし

此利金壹両貳分也 但 四月分

一金百両也 四月十一日かし

此利金壹両貳分也 但 四月分

元利ノ金三百六両也

内

金式百九拾壹両貳分ト四匁六分四厘 奥山材木仕切金

指引過上金拾四両壹分ト拾匁三分六厘

右之通差引過上金当月ノ取替貸金ニ相成申処仍如件

安永四年未五月 天満屋六郎平 ㊦

近江屋与兵衛殿

一金拾四両壹分ト拾匁三分六厘 五月仕切過上かし

一金四百兩也

五月朔日かし

此利金拾貳兩也

但 五月より六月迄

元利ノ金四百貳拾六兩壹分ト拾玖三分六厘

内

金貳百九拾四兩壹分ト拾壹匁九分六厘 奥山材木仕切金

指引過上金百三拾壹兩三分ト拾三匁四分

右之通差引過上金当月より取替貸金ニ相成申処仍如件

安永四年末七月

天満屋六郎平[㊤]

近江屋与兵衛殿

ここで興味をひくのは、まず奥山仕出しの請頭松原彦八が代人清右衛門を介して近江屋与兵衛から事業費を借り(註32)、その近江屋与兵衛が次に天満屋六郎平から資金を借りたことである。したがってこの貸借関係は、近江屋与兵衛を介しての松原彦八と天満屋六郎平の関係でもあり、借金の原因は奥山材仕出しをめぐる資金繰りで、返済(いわゆる担保)には江戸市場での奥山材があてられている。そしてさらに目録によると三月から四月の間に利付で七〇〇兩余を借り、その後二度の材木仕切金で五八五兩余を返済したがまだ負債が残った。その後の事は記録が欠き不詳だが、二章三節および五章でふれるように幕末の松原家の経済的苦境からみて、江戸市場進出後の資金繰りには厳しいものがあつたと推察されるのである。

(二) 信州諏訪三ツ沢村の例

中山道は塩尻峠越えに変わる慶長一九年までのひと時、木曾橋川村桜沢から牛首峠・小野峠・三ツ沢峠を経て岡谷下諏訪宿に至る、桜沢往還の近

道だが難路が使われたことがあつた。その頃の三ツ沢山は、「二三ツ沢持山ハ北之入方入合山ニ候、一北之三ヶ村ハ名古村新井村古町村、一入方四ヶ村ハ山吹村駒場村上平村龍口村、一御林分ハ岡上山御公儀御山ニ候、一竹佐御代官ハ去年より交代ニ而石破武助様、一山吹御領分ハ座光寺喜兵衛様、一飯嶋御代官ハ大草太郎左衛門様」と、公儀山・旗本領二カ所・伊那谷七カ村の入会地が錯綜するところに、さらに木曾領数カ村も入会権を主張して元文五年木材を伐出した。しかしこの件は伊那谷側から異論が出、竹佐代官所は入会権の立証を木曾側に求めた。木曾王瀧村庄屋松原彦三郎の日記には「一酉三月五日竹佐御役所より伊奈山三ツ沢持山切越有之儀ニ付証文所持御尋之筋 一三月六日王瀧松原彦三郎福嶋上嶋駒屋新右衛門(岩郷)見野九郎右衛門同源右衛門吉右衛門(黒沢村田中)平七(福嶋)御役所へ罷出一(月日欠)末川佐吉殿福嶋へ呈、三留野左助殿福嶋へ呈、上松五郎右衛門殿、に(賀)川伊右衛門殿より、上松小松庄兵衛殿より、宮越 某日上嶋へ可出一三月十六日彦三郎福嶋ニ罷立武居宮内様より御尋并彦三郎殿へ御状 一三月十七日松原彦右衛門六右衛門九兵衛共伊奈山之儀ニ付於江戸御相談之筋致し旨、尾州藩御用人屋敷へ相渡り候」とあり、松原側は代官所へ赴き、上松側は證文を提出した。ここから日記にある代官所へ何らかの意志表示をした木曾九カ村が、入会に係わつた村と推定される。結局、この問題は現地では埒が明かず、江戸表の勘定奉行所へ持ち込まれ、その模様と結果は江戸へ行つた松原彦右衛門の記録によると以下の次第であつた。

御公儀様御許之趣如此御座候[㊦]

一去ル五日(四月)四ツ谷向御屋敷より彦右衛門并手代平七相添、神田橋之詰神尾

若狭守様御屋敷へ罷越候所ニ其日御勘定御奉行様五人御立合、神谷志

摩守(久敬)様水野对馬守(忠伸)様河野豊前守(通喬)様神尾若狭守(春

央様木下伊賀守(信名)様右候御五人之御奉行様方御立合、其外御勘定御組頭衆中様并御目付様方凡三拾人様謂御側座ニ而様子御尋ニ御座候

(後略)
寛保元年酉
卯月八日

松原彦右衛門

一 尤此方彦右衛門平七、大嶋三ヶ村百姓中并山吹四ヶ村百姓中壹ヶ村

ニ而式人宛尤名子村ハ四人罷候事

一 松平秀之助様御郡代奥谷桑左衛門様中根与十郎様

一座光寺喜兵衛様片桐伝吉様之中御家老御老人御出ニ御座候

一 当御屋敷吉田増左衛門様并差手衆六人御押人御老人相添被參事

一 大草太郎左衛門様江戶留守居衆勝右衛門様と申方御出ニ御座候

一 村方御尋之趣御料所御私領之山沢ハ存有候哉と御尋御座候、七ヶ村之

者共申上候ハ御料所之山ニ御願不申上而ハ伐出仕義無之訳ニ御座候ハ、

前來分ヶ相立置候式ヶ所船かたをき如候之山と申場所相残置候而、

相残之山彦右衛門方へ引渡悉伐出させ申候と御答申上候

一名子村へ山代金六ヶ村同前ニ何とて割付金請取儀と御尋御座候、則な

こ村之者申上候ハ右申上候通山ハ相分り候へ共似存、又夕御願申上名

子村分之山相拂候節ハ右六ヶ村分ハ御答之山代金又夕割付仕候義ニ御

座候故右割付金請取申候と申上候故、此義も御存濟ニ御座候、併御料

所之山御断御代官様へ不申達自分計ひを以山分致候段不助成致方ハ如

何ニ御座候

一 御私領方御遣上金ハ両地頭様へ何程差上之儀と御尋御座候ニ付、松平

秀之助様へ八拾兩座光寺喜兵衛様へ五拾兩外ニ村方へ助成金壹万本分

八拾兩相渡し候段、都合式百拾兩彦右衛門差越候と申上候、木数何程

と御尋ニ付壹万七千本未申兩年ニ伐出申候、但し式間壹尺ニ廻シ九千

六百本余と御答申上候、右ハ村方之者共御答ニ御座候

松原彦二郎様

三ツ沢山の件はいわゆる山野相論ではないが、現地在尾州領外にあり御公儀御林も一部に含まれ、甲州奥山村のように地元からの伐出委託による「少も御苦勞かけ申間舗候」という訳にはいかず、関係者一同が江戸表の勘定奉行所に集められての裁可へと大迎な運びにはなつたが、内容上は三ツ沢山村方に対し木曾側は壹万本分之山代金八拾兩を納入すること、すなわち伐出し条件を明文化した上で木曾側の権利があらためて確認されたことが要点だつた。次に元文五年(一七四〇)に松原家が伐出し、名古屋白鳥市場で川方屋臺右衛門が販売を委託された材木仕出請拂帳の抜粹および同年伐出記録の整理(表8)を示す。

覚

一 木数 八千八百五拾四本

内

式千八百三拾壹本 未年作り置

残而六千式拾三本

代銀九貫百九拾九匁五分五厘

内

一米 百三拾八俵三斗三升三合

代三貫四百七拾匁八分

一味噌 式百四拾五貫五百匁

代四百拾八匁五分八厘

一 塩 六斗七升九合

表 8 信州諏訪三ツ沢山松原家本伐請拂仕切

(残：残り銀の略)

年月日	扱材木問屋	伐出木材数と内訳(上段本数：本, 下段代金：兩)									経費	差引残金
		兩	樅	椈	桂	松類	栗	槐	桧	諸色		
元文 5.3.9	名古屋 川方屋善右衛門	444本 209.0残り銀	293本 122.2残	67本 53.0残	11本 10.1残	19本 15.0残					54本 8.1残	
5.3.19	川方屋善右衛門	622本 219.2残り銀	200本 56.0残	207本 101.1残	19本 14.2残	129本 32.1残					67本 14.3残	
5.5.9	川方屋善右衛門	617本 207.2残り銀	289本 76.3残	209本 85.0残	28本 26.1残	91本 19.0残						
5.5.17	川方屋善右衛門	944本 274.3残り銀	600本 154.2残	264本 92.3残	40本 10.1残	40本 26.3残						
5.5.25	川方屋善右衛門	1,320本 452.3残り銀	743本 226.0残	281本 138.0残	51本 42.2残	245本 45.3残						
5.6.2	川方屋善右衛門	1,787本 504.3残り銀	759本 170.2残	420本 171.1残	185本 85.1残	236本 65.3残	89本 35.3残	26本 14.0残			72本 4.0残	
5.7.26	川方屋善右衛門	688本 206.1残り銀	434本 115.1残	151本 58.1残	25本 11.0残	59本 15.0残					19本 6.1残	
5.9.23	川方屋善右衛門	289本 55.0残り銀		44本 12.0残		94本 14.2残	38本 18.3残			79本 7.2残	34本 1.3残	
小計		6,711本 2,129.2残り銀									1,785.1残り銀	345.1残り銀
寛保 2.12	川方屋善右衛門	6,660本 2,235.3残り銀										55.3残り銀

木曾山庄屋の村外本伐請負と柚日用の出持

出所史料 「寛保二年 三ツ沢山諸木仕切帳 王瀧村松原記録」(徳川林政史研究所蔵)

- 代式拾四匁六分五厘
- 小計三貫九百拾四匁三厘
- 一抱柚 四百八拾七人
- 賃銀五貫二百八拾五匁五分式厘
- 九貫百九拾九匁五分五厘
- 金ニノ百五拾三兩壹分式百貳拾七文
- 一定工(日用) 貳万四千九百貳拾貳人
- 賃銀貳拾貳貫六百五匁八分七厘
- 一日用方褒美 銀壹貫貳百五匁壹分壹厘
- 一米 六百六拾俵貳斗五升六合
- 代拾六貫五百五拾五匁三分八厘
- 一味噌 千六拾貫匁
- 代壹貫八百七匁三分
- 一塩 四石四斗八升
- 代百六拾貳匁六分式厘
- 一夜番人数 千二百六拾貳人
- 銀九百貳拾八匁三分五厘
- 一兩度川狩宿拂
- 同壹貫三百拾四匁六分壹厘
- 一所々薪調代
- 同九百九拾七匁八分式厘
- 一柴木之義相調代
- 同壹貫三百七拾八匁八分三厘
- 一木引定工 百七拾七人半旁銀

銀三百壹匁七分五厘

ノ四拾七貫二百五拾七匁六分四厘

金ニノ七百八拾七匁分三百八拾式文

一口ノ九百四拾五匁三分六百九文五厘

一 椀問屋宿飛脚入用他

金百五拾式匁三分四百式文

一 椀乗代

金四百五拾五匁分六百九拾七文

一 椀藤柴薪小道具代

金百六匁三百五拾八文

一 山代金斧代役所遣金

金百式拾九匁分式百九拾壹文

ノ金八百四拾四匁分式百四拾五文

惣合千七百八拾五匁分百四文

(元文五年)
申四月ノ酉三月迄入用如此御座候

松原本ノ(宛)

王瀧村 松原次郎右衛門

名古屋熱田の白鳥市場で六〇〇〇本余が二〇〇〇匁で売れたが、経費も一七八五匁を費やし、その内袖日用等への伐採運搬に八〇〇匁余、天龍川河口掛塚までの川下げに七〇〇匁余を要している。さらにここにはない白鳥市場の費用が翌寛保二年の仕切書では、「一金四拾壹匁三分銀拾三匁諸木揚極日用賃諸事入用 一金拾式匁分銀拾匁八分申閏七月大風雨之節流木留ノ極直シ入用 一金四拾式匁三分銀四匁式分売口錢」と一〇〇匁弱が計上され、一方掛塚から白鳥までの海上船積運賃は不詳だが、郡内領奥山村の例からみれば四〇〇匁近くと推定され、ほとんど余剰が見込めない。

木曾山庄屋の村外本伐請負と袖日用の出持

しかしかかる状況下にあっても操業継続の価値は、袖日用持子川並等関係各業へ就労の機会をもたらししていたことも看過されてはならない。

五 結語―山方にみる幕末―

享保以後他村他領における庄屋請負の材木伐出し事業の効果ではつきりしているのは、伐出しが進んだ木曾山よりもそこは未開発の山林が相対的に多く残り伐木量の増加で作業量が増加し、袖・日用・持子・椀乗りの就労機会が開拓されたことであろう。しかし伐出し事業は、仕切書上は毎回余剰が計上され成功した印象を与えるが、一方には次の現実もみられた。それは王瀧村庄屋を代々努め、請頭として袖日用集団を率いて他村他領の伐出し事業に赴いた松原家が、幕末には「彦右衛門儀其節迄ハ田所等も余程所持仕罷有ニ付、家財売拂田所質物ニ仕借入金段々繰替置、御歎願奉申上候処一向御下ケ金無御座、忤彦右衛門代ニ至り利銀等も賄ひ方不行届、質入之田所等金主方へ相渡し申候ニ付、年々之飯米不足仕買入方取計候付、近年借財相増当彦八先代ニ而弥大借罷成、売残候家財田所等迄悉相拂先祖より所持仕候御除地等迄も質入ニ仕難洩至極仕候(中略)諸向借入金返済方手段無御座、最早村内締筋も付兼候付退役逼塞可仕之外手段無御座旨申出候、村中一統迷惑至極仕候付同人成立筋筋々申合仕候得共、同人儀極困窮之中ニ而も凶歳等之節ハ格別心配仕村内施窮之者共へ夫々手当筋も仕、万事實意を以相勤候付村内納方も宜敷一堂安心罷有候処、右之次第ニ而村中一統弥以当惑仕段々申合仕候得共、御時節柄右御山方殘金御下渡方御願奉申上候儀ハ奉恐入候御儀も奉存候(安政三辰年十一月 御奉行所 王瀧村頭名略)⁴³」とも、また「当村庄屋松原彦八儀追々困窮仕凌方無御座ニ付、当人

親類并共立入夫々取調仕候処格外之大借ニ而田畑山林とも追々売却候付、前節所持罷有候分役筋も勤り悪く為鉢村方おるても迷惑至極仕、且当人儀も由緒有し候家筋ニも御座候付絶家同様罷成候儀誠心氣之毒歎ケ敷奉存候付、私共段々申合ニ而家財等も要用分残し置其余之品々持馬等迄相拂候而も借財金半數之価も無御座、親類取替之分ハ全捨り村内夫々より借入候分無利永年賦ニ相願候(安政四己年十二月 御奉行所 王瀧村組頭名略)⁽⁴⁾ともいわれ、余剩どころか家財の処分、書入田所の流亡、借財相増利銀不行届、ついに伝来の庄屋役辞退の危機に迄追いこまれてしまった。

しかし松原家がここに至ったのは、単なる経営の失策でも個人的な無分別でもなく、他に理由があると思つている村民は庄屋松原家を信頼し、それは王瀧村に止まらない。この時木曾山の三尾村黒沢村からも松原家庄屋存続の歎願「松原彦八儀追々困窮罷成數代相勤来り候庄屋役も難勤次第ニ相成氣之毒至極之儀ニ御座候、同人義是迄勤方之儀も専実意を以相勤候付村方納り方も亘敷、乍恐御用向之義も無不参相勤村々申合等之儀ニ付而も據通筋被成、隣村迄も為筋罷成ニ而も御座候付如何様ニも為被続庄屋役為相勤度奉存候間、右村一同奉願上通格別之御憐愍を以御救山被仰付被下置候様仕度奉願上候 辰十一月 三尾村庄屋組頭名略 黒沢村庄屋組頭名略」⁽⁴⁵⁾が出された。

第二章で触れたように、享保以後伐採が制限された木曾山における本伐の主体は御用材だったので、作業賃の一部は着業前に前渡しされ操業資金の役に立った。しかし幕末になると藩財政逼迫の結果、前渡金は遅延しさらには凍結され、請頭は負債を抱えた。一方在方森林の減少で他村他領の請負に赴いた結果は如何だろうか。木曾川河口から名古屋白鳥市場が近く、立地条件に恵まれた木曾山に比べると、桂川(相模川)河口から江戸深川市

場への船積輸送を要する郡内奥山や、天龍川河口までの筏川下げが長く、河口から名古屋および江戸・大坂市場への船積輸送も必要な諏訪三ツ沢山は、いずれも経費が嵩んだ。また他村他領の場合山代金(山手銭)すなわち入山料が課され、御用材でないため前渡金も支給されない。これに幕末には物価高にも見舞われた。

かくして請頭たる松原家の経営は、木曾山は御用材にも拘わらず下渡金が出来せず、裏木曾・奥山・三ツ沢山は立地条件の相対的不利もあつたが山代金の負担と、御用材でないために「私自分金ニ而本切御請合申し候」と操業資金を自己資金で賄うために、次第に資金的に行きづまって家財を処分し書入れ田所は流れ、江戸・名古屋・大坂材木問屋の資金を頼るに至つては、伝来の庄屋役の信用にも翳りがみえ始めた。資源問題と逼迫する藩財政を背景に、地方にあつて底辺から在方行政を担うと共に、村方共同体の中心であつた庄屋層の困窮⁽⁴⁶⁾は、幕藩体制の根幹をゆるがす問題でもあつた。

一方他村他領への出持が常態化した、山方持の村はどんな形になつたか、王瀧村の場合についてみよう。次の史料は表5の寛延元年から三六年後の、天明四年(一七八四)における職業別人口である。

寛⁽⁴⁷⁾

一村中竈数 三百四軒

内

役人 式百拾八軒

無役人 八拾六軒

右之内

一耕作人 式百六拾三人

内

拾老人 高持耕作のみニ而渡世仕蚕等指加ヘニ仕候、去不作ニ而給物

不足ニ御座候此内至而難義之者も御座候

拾老人 中高ニ候得共毎年給物大躰ニ而蚕等差加ヘ渡世仕候、去年

不作故給物不足ニ御座候

三拾五人 高持中高之者共ニ候得共毎年蚕等差加候而も式三分通も不

足故山持を以渡世差加仕候、去年不作ニ而其上持薄ク困窮

仕候

六拾八人 中高小高ニ而耕作のみニ而ハ渡世難成袖日用ニ罷出差加ニ仕

候

六拾式人 小高ニ而作方少渡世難成多袖日用ニ罷出渡世仕候

七拾六人 無高ニ而受作少々ツ、仕多袖日用ニ罷出渡世仕候、或ハ一

季奉公地方日雇等仕候、受作計ニ而渡世仕候者無御座候

一商人四人 地商并葉売等仕候得共当節商無御座困窮仕候

一鍛冶三人 耕作も仕候ニ付当節ケ成ニ相凌申候

一大工木挽拾式人 耕作も仕其中ニ木曾之内持候得共当節持無之困窮仕

候

一袖日用七人 木曾内旅持共ニ袖日用計ニ而渡世仕候得共、去年ハ山持

薄至極困窮仕候

一やもめ拾五人 地方日雇等仕渡世送り候得共業無御座当節至極困窮仕

候

一袖日用 三百六拾七人

耕作仕候内作方ニ不用之分一家内ニ而式三人も罷出、木曾

之内旅持無差別山持仕候

内

百七拾六人 木曾内持候得共日数も不勤多く宿々罷有候故賄無之困窮

仕候

六人 木曾之内持少く賄当節ケ成ニ相凌申候

六拾老人 旅持ニ罷出候得共持薄日数も不勤路用費賄一切無御座当節

困窮仕候

拾人 旅持ニ罷出大躰持有之当節ケ成ニ相凌申候

六拾七人 旅持ニ罷出候得共去冬迄戻り不申候

式拾式人 去冬旅持ニ罷出申候

式拾五人 村内木曾之内ニ而奉公日雇仕候

ノ(空白)

右之通相違無御座候以上

天明四年辰正月

御奉行所

王瀧村庄屋 彦 八

この内役人とは諸役と年貢を負担する者である。耕作人のうち、初めの拾老人の二項が農業で生計が立つもの、次の三拾五人は袖日用の副業が必
要なもの、以下六拾八人・六拾式人・七拾六人・袖日用七人の計二三人
は袖日用が生業の中心になり、耕作人つまり百姓の実に八割を占める。袖
日用の人数は「一家内ニ而式三人も罷出」るので三六七人を数え、労働の
場所は「木曾之内旅持無差別仕候」と、史料のうち百七拾六人と六人の二
項が「木曾之内持」だが、「日数ニ不勤多く」と仕事が少く困窮している
と記されている。一方旅持すなわち他村他領へ出持をする組は、「持有」

木曾山庄屋の村外本伐請負と袖日用の出持

や「持薄」と較差があるが、史料中の四項にわたって一六〇人を数える。これを三六年前の第三章寛延元年の状態と比べてみると王瀧村百姓世帯二二九世帯の持人六三九人中出持杣日用は二九〇人なので、天明不況のため出持が減ったことになる。

在方森林資源の変化で稼働人口の過半数が出持するようになった幕末の王瀧村の時代状況を鑑みるに、領民は在方生活圏の中で生業を与えられ、為政者はそこでの利益と安全を保障する替りにその費用を賦課する構造（11年貢・公役が揺るぎ出したのである。生業と貢納の均衡を基盤にした封建制にとって、両者の乖離は領国制にとっても一つの問題をもたらしたのではなからうか。

註

- (1) 「享保九年 御役木切畑運上御願被仰出之帳 山村甚兵衛」(徳川林政史研究所蔵)。
- (2) 「享保七年 差上申連判一札 西野村庄屋」(徳川林政史研究所蔵)。
- (3) 前掲(1)。
- (4) 拙稿「木曾山における年貢木制廃止後の漆木植裁策考―尾張藩の享保林政改革を中心に―」(『徳川林政史研究所研究紀要』第四三号、二〇〇八年)。
- 拙稿「尾張藩木曾林政享保改革後の領民営農と切畑」(『徳川林政史研究所研究紀要』第四〇号、二〇〇六年)。
- 拙稿「木曾山における森林保護と栗山留山再考―尾張藩の享保林政改革前を中心に―」(『徳川林政史研究所研究紀要』第四一号、二〇〇七年)。
- (5) 所三男「近世林業史の研究」(吉川弘文館、一九八〇年)。なお所氏は同書にも収録されている論文「林業労務者と林業村落」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和五三年度、一九七八年)の巻末で、享保林政改革の役木制廃止、それに続く山稼ぎ人の出稼ぎに注目し、「この問題を解明することは、近世木曾林業の消長を正す上にも疎かにすることのできない研究課題であるが、今回はそこまで手が

回らなかった」と書かれ、さすが慧眼だが残された時間も多くなかったとすれば、後進の責任は大きいと云わざるを得ない。

- (6) 「正徳式・四年 材木本伐丑令印植物仕切帳 松原記録」(徳川林政史研究所蔵) 中の「正徳式年辰三月 丑令印植物仕切帳 板屋孫兵衛」。
- (7) 前掲(6)中の「正徳四年生三月 丑令印本切植小物仕切状」。
- (8) 「元禄六年 三ヵ村小谷小川持子日用動定帳 小川藤七」(徳川林政史研究所蔵)。
- (9) 前掲(8)。
- (10) 「元禄六年酉七月 付知加子母川筋抱ノ日用宿拂帳 大沢藤左衛門」(徳川林政史研究所蔵)。
- (11) 「白木運上銀積帳 御材木厘代積帳」(徳川林政史研究所蔵)中の「天明五年巳十二月 来午年王瀧山御材木山厘代積帳 王瀧村方」。
- (12) 「天明文化天保元治明治 松原氏雜録式」(徳川林政史研究所蔵)中の「天明六年二月 願書 王瀧村庄屋彦八 乍恐奉願口上覚」。
- (13) 「安政三年十一月 材木仕出記録 王瀧村松原彦右衛門」(徳川林政史研究所蔵)中の「乍恐御歎願奉申上候御事」。
- (14) 前掲(12)。
- (15) 「宝暦寛政天保安政文久 松原氏雜録壹」(徳川林政史研究所蔵)中の「西正月 願書 王瀧村彦右衛門 乍恐奉願口上覚」。
- (16) 前掲(12)中の「天保五年十二月 乍恐奉願上候御事」。
- (17) 前掲(15)。
- (18) 「寛延元年辰 加子母村熊洞御栗山背伐之申達より村方人別書上帳 王瀧村松原記録」(徳川林政史研究所蔵)。
- (19) 前掲(18)。
- (20) 前掲(18)。
- (21) 「享保以降 付知山仕出記録 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)中の「一覚」。
- (22) 前掲(21)。
- (23) 前掲(21)中の「一札之事」。
- (24) 前掲(21)中の「借用申金子之事」。
- (25) 前掲(21)中の「請取申山手金之事」。

- (26) 前掲(21)。
 (27) 「寛保三年 柚数調へ柚取調帳 王瀧村」(徳川林政史研究所蔵)。
 (28) 「文化八年十月 加子母山渡合ノ台所者并柚木挽賃銀帳」(徳川林政史研究所蔵)。
 (29) 「安政四年 御材木御伐出ニ付日用雇記録 王瀧村松原記録」(徳川林政史研究所蔵)。
 (30) 「安永二年 甲州郡内領奥山村百姓山伐出一件 松原記録」(徳川林政史研究所蔵)。
 (31) 前掲(30)中の「一札之事」。
 (32) 前掲(30)中の「相對一札之事」。
 (33) 前掲(30)中の「覚」。
 (34) 前掲(30)中の「覚」。
 (35) 前掲(30)中の「差出申一札之事」。
 (36) 「元安永 商人仕出仕切状一松原記録」(徳川林政史研究所蔵)。
 (37) 前掲(36)中の「目録」。
 (38) 前掲(12)中の「寛保元酉年 伊奈三ツ沢山一件留 用事荒増覚」(松原彦三郎蔵)。
 (39) 前掲(38)。
 (40) 前掲(38)。

- (41) 「元文五年申十二月 三ツ沢山柚日用惣勘定帳 王瀧村松原記録」(徳川林政史研究所蔵)。
 (42) 「寛保戊戌年十二月 三ツ沢山諸木仕切帳 王瀧村松原記録」(徳川林政史研究所蔵)。
 (43) 前掲(13)。
 (44) 「安政三年 松原雜書 王瀧村控」(徳川林政史研究所蔵)。
 (45) 前掲(13)。
 (46) 木曾王瀧村庄屋松原家の甲州郡内奥山村における山伐仕出経営については、すでに藤吉信博氏の先駆的な研究がある。藤吉信博「木曾の林業における庄屋と仕出元締—木曾王瀧村松原家の林業経営—」(『徳川林政史研究所研究紀要』昭和四三年度、一九六九年)。ただし藤吉氏の「松原家が商人仕出と関係して自家の経営を急速に拡大してゆきながら、自分自ら在地元締として自己の経済的基盤を確立していく過程」とこれをとらえ、「他国へ林業経営を拡大することの意味は大きい」という位置づけと、今回拙稿から得た庄屋松原家の当時の立場に対する感想の間には、隔たりを抱くものである。
 (47) 「天明四年辰正月 王瀧村家業調書上帳」(徳川林政史研究所蔵)。

